

宇多津町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)



2023（令和5）年3月

宇 多 津 町

目次

第1章 基本的事項.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 基準年度.....	1
4 計画の期間.....	2
5 対象範囲.....	2
6 対象とする温室効果ガス.....	3
第2章 本町の現状と脱炭素社会実現に向けた課題の整理.....	4
1 上位計画等.....	4
1-1 国内外の動向.....	4
1-2 県の動向.....	9
1-3 本町の上位計画.....	10
2 地域特性の整理.....	12
2-1 自然的条件.....	12
2-2 社会的条件.....	16
2-3 経済的条件.....	24
3 本町の温室効果ガス排出量の現状及び現状すう勢.....	30
3-1 前提条件.....	30
3-2 本町の温室効果ガスの排出量の現状.....	32
4 本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル.....	35
5 脱炭素社会実現に向けた課題の整理.....	36
第3章 将来像とロードマップの検討.....	38
1 脱炭素社会実現に向けた将来像.....	38
2 温室効果ガス排出量の削減目標.....	39
3 再生可能エネルギー導入目標.....	40
4 基本方針と具体的取り組み.....	41
4-1 基本方針1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの推進.....	42
4-2 基本方針2 再生可能エネルギーの導入促進.....	44
4-3 基本方針3 環境配慮型まちづくりの推進.....	46
4-4 基本方針4 ごみ資源循環型社会の実現.....	48
4-5 基本方針5 住民・事業者との連携強化.....	49
5 脱炭素社会の実現に向けたロードマップ.....	50
第4章 脱炭素社会実現に向けた推進体制の検討.....	51
1 推進体制の構築.....	51
2 計画の進行管理.....	52
2-1 PDCAサイクルによる計画の進捗管理.....	52
2-2 進捗状況の公表.....	52

第1章 基本的事項

1 計画の目的

地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴い、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、全世界で解決していかなければならない地球環境問題となっています。

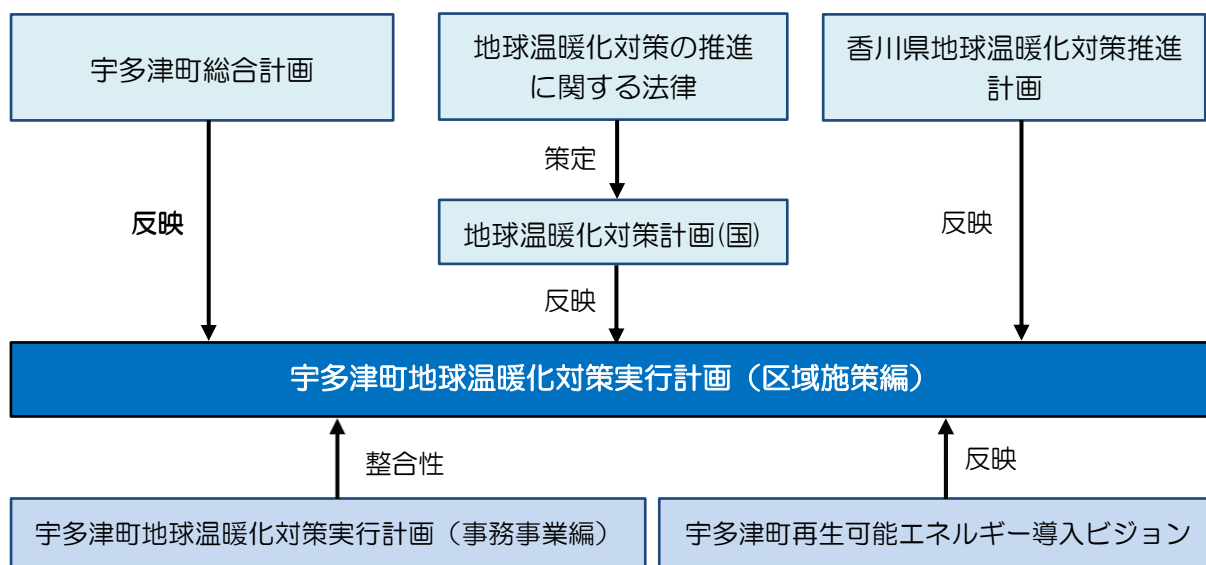
本町においては、これまで地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業や ESCO 事業を利用し、省エネルギー（以下「省エネ」という。）の推進や再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入の推進などに取り組み、温室効果ガスの排出量の削減を進めてきました。また、「宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町が実施する事業から排出される温室効果ガスを減らす取り組みも着実に進めてきたところです。

一方、国は、2021（令和3）年4月、2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出削減目標を2013（平成25）年度比で46%減とする削減目標を掲げました。これまでの削減目標から大幅な上積みとなり、本町においても、さらに温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいく必要があります。

こうした背景を踏まえ、本町では町全域から排出される温室効果ガスを減らすために、地球温暖化対策を強化することにより、町民、事業者、行政が自ら排出する温室効果ガスについて目を向け、官民が連携し、地球温暖化対策に取り組んでいくことを目指しています。

本町では、令和3年9月の第3回宇多津町議会定例会において、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年にカーボンニュートラルを達成し脱炭素社会を実現するため、具体的な目標や方向性を定める必要があることから、「宇多津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

2 計画の位置づけ



3 基準年度

国の「地球温暖化対策計画」が基準年度を 2013（平成 25）年度としていることを踏まえ、本計画においても基準年度を 2013（平成 25）年度とします。

4 計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」が計画期間を 2030 年度までとしていることを踏まえ、本計画においても計画期間を 2030 年度までとします。

なお、本町を取り巻く社会情勢の変化や地球温暖化対策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 対象範囲

本町域全体を対象とし、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門ごとに CO₂ 排出量を把握します。

[対象とする部門]

部門	対象
産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
民生家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車からの排出は運輸部門で計上
民生業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物部門	一般廃棄物の焼却に伴う排出

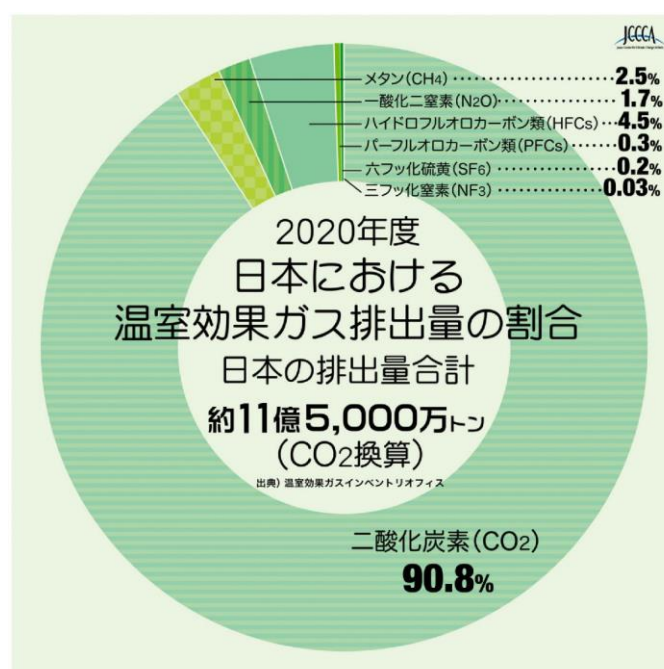
6 対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められている7種類の温室効果ガスのうち、日本ではCO₂が全体の9割以上を占めること、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の町民や事業者の取組によって削減が可能であることから、CO₂のみを対象とします。

[温室効果ガスの種類]

ガス種		対象
対象	二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料の燃焼 電気の使用 廃棄物の焼却
	メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の燃焼 稲作、家畜のふん尿や腸内発酵 廃棄物の埋立
対象外	一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の燃焼 窒素肥料の使用 廃棄物の焼却、排水処理
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	<ul style="list-style-type: none"> エアコン、冷蔵庫等の冷媒ガス 発泡剤・断熱材
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	<ul style="list-style-type: none"> 半導体や液晶の製造
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	<ul style="list-style-type: none"> 変電設備等の電気絶縁ガス
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	<ul style="list-style-type: none"> 半導体や液晶の製造

[日本における温室効果ガス排出量の割合]



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP (<http://www.jccca.org/>)

第2章 本町の現状と脱炭素社会実現に向けた課題の整理

1 上位計画等

1-1 国内外の動向

(1) 気候変動に関わる近年の動向

2015（平成27）年9月、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のなかで、2030（令和12）年までの達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）が策定されました。

同年12月、フランス・パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においては、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2℃よりも十分下方に抑えるとの目的、及び、1.5℃に抑える努力の追求や、この目的を達成するために、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）させることなどが、世界的な目標として設定されました。

2015（平成27）年7月、我が国も、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出削減目標（2013年度比26%減）を含む「日本の約束草案」を国連に提出しています。

その後、我が国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、それに伴い、同年12月、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定とともに、国・地方脱炭素実現会議が開催され、2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ作り等の検討が始まりました。

さらに、2021（令和3）年4月に、従来の温室効果ガス削減目標を大幅に引き上げた2030（令和12）年度の新たな削減目標（2013年度比46%減）を世界に表明しています。この流れを受け、今後は、再エネの活用を最優先に、対策を講じていくことが示されました。

今後の地球温暖化への対応は、経済成長の制約やコスト負担とする従来の発想を転換し、成長の機会と捉え、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらす、次なる大きな成長につながるといった「経済と環境の好循環」を実現することが重要となっています。

(2) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

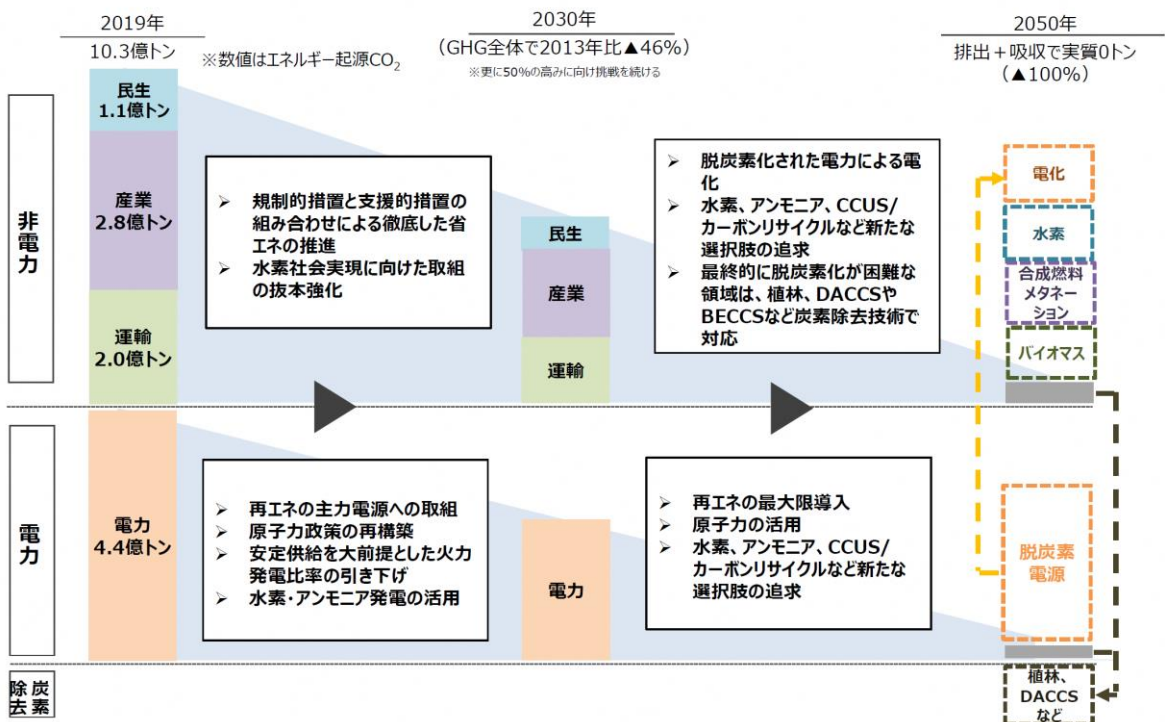
(2021(令和3)年6月)

2050年カーボンニュートラルの実現は、並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取り組みを、大きく加速することが必要であることから、国は、従来の「グリーン成長戦略」を具体化した「2050年カーボンニュートラルグリーン長期戦略」を2021(令和3)年6月に策定しています。

本戦略では、予算、税制、金融、規制改革・標準化、国際連携などの政策を総動員することにより、大胆な投資を行い、イノベーションを起こすといった企業の前向きな挑戦を後押しし、産業構造や経済社会の変革を実現し、2050年カーボンニュートラルの実現の可能性を、更に高めていくことを目指しています。

本戦略のなかには、重点分野ごとの成長戦略の「工程表」が示されています。

[2050年カーボンニュートラル実現イメージ]



出典：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日)

(3) 地域脱炭素ロードマップ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

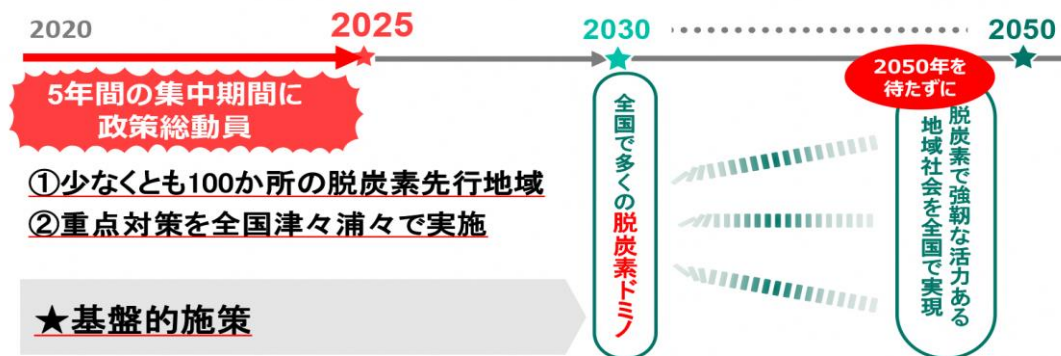
(2021 (令和3) 年6月)

本ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に、国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に、2030 (令和12) 年度までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の工程と具体策を示しています。

地域脱炭素ロードマップの概要

◆地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
- 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
- 全国で、重点対策を実行 (自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など)
- 3つの基盤的施策 (①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革)を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成 (**脱炭素ドミノ**)



出典：地域脱炭素ロードマップ【概要】 (令和3年6月9日)

◆脱炭素先行地域を含め、全国津々浦々で取り組む脱炭素の基盤となる重点対策

1. 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
2. 地域共生・地域裨益^{ひえき}型再エネの立地
3. 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
4. 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
5. ゼロカーボン・ドライブ (再エネ×EV/PHEV/FCV)
6. 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
7. コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
8. 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

◆脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しするため、3つの基盤的な施策

1. 地域の実施体制構築と国の積極支援
2. グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション
3. 社会全体を脱炭素に向けたルールイノベーション

(4) 第6次エネルギー基本計画（2021（令和3）年10月）

第6次のエネルギー基本計画は、「気候変動問題への対応」と「日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服」という二つの大きな視点を踏まえて策定されており、2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030（令和12）年に向けた政策対応により構成し、今後のエネルギー政策の進むべき道筋を示した計画です。

第6次エネルギー基本計画概要		
エネルギー政策の基本的視点 (S+3E)		1 あらゆる前提としての安全性の確保 2 エネルギーの安定供給の確保と強靱化 3 気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保 4 エネルギー全体の経済効率性の確保
2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応のポイント		◆再エネについては、主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組み、水素・CCUS（二酸化炭素排出を抑制するだけでなく、それを回収して利用できる技術）については、社会実装を進めるとともに、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく
2030年に向けた政策対応のポイント	基本方針	◆エネルギー政策の要諦は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るS+3Eの実現のため、最大限の取り組みを行うこと
	需要サイド	◆徹底した省エネの更なる追求 ◆需要サイドにおけるエネルギー転換を後押しするための「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」改正を視野に入れた制度的対応の検討 ◆蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
	再エネ	◆S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す ⇒地域と共生する形での適地確保、事業規律の強化、コスト低減・市場への統合等
2030年におけるエネルギー需要の見直し		
(2019年 ⇒ 現行目標)		
		2030年ミックス (野心的な見直し)
省エネ	(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)	(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成		36~38%*
再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。
太陽光	6.7% ⇒ 7.0%	1%
風力	0.7% ⇒ 1.7%	(再エネの内訳)
地熱	0.3% ⇒ 1.0~1.1%	太陽光 14~16%
水力	7.8% ⇒ 8.8~9.2%	風力 5%
バイオマス	2.6% ⇒ 3.7~4.6%	地熱 1%
水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	水力 11%
原子力	(6% ⇒ 20~22%)	バイオマス 5%
LNG	(37% ⇒ 27%)	
石炭	(32% ⇒ 26%)	
石油等	(7% ⇒ 3%)	
(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)		
温室効果ガス削減割合	(14% ⇒ 26%)	46% 更に50%の高みを目指す
出典：第6次エネルギー基本計画の概要（令和3年10月）		

(5) 地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月）

国は、2021（令和3）年4月に、2030（令和12）年度において、温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」は、この新たな削減目標も踏まえて策定したものです。二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030（令和12）年度の目標の裏付けとなる対策・施策を盛り込んだ新たな目標実現への道筋を示した計画です。

地球温暖化対策計画の概要																																																																								
主な対策・施策	再エネ・省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ◆改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 ⇒地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等） ◆住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大 																																																																						
	産業・運輸など	<ul style="list-style-type: none"> ◆2050年に向けたイノベーション支援 ⇒2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援 ◆データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援 																																																																						
	分野横断的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ） ◆優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減 ⇒「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献 																																																																						
削減目標等																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO₂)</th> <th>2013排出実績</th> <th>2030排出量</th> <th>削減率</th> <th>従来目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>14.08</td> <td>7.60</td> <td>▲46%</td> <td>▲26%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エネルギー起源CO₂</td> <td>12.35</td> <td>6.77</td> <td>▲45%</td> <td>▲25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">部門別</td> <td>産業</td> <td>4.63</td> <td>2.89</td> <td>▲38%</td> <td>▲7%</td> </tr> <tr> <td>業務その他</td> <td>2.38</td> <td>1.16</td> <td>▲51%</td> <td>▲40%</td> </tr> <tr> <td>家庭</td> <td>2.08</td> <td>0.70</td> <td>▲66%</td> <td>▲39%</td> </tr> <tr> <td>運輸</td> <td>2.24</td> <td>1.46</td> <td>▲35%</td> <td>▲27%</td> </tr> <tr> <td>エネルギー転換</td> <td>1.06</td> <td>0.56</td> <td>▲47%</td> <td>▲27%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非エネルギー起源CO₂、メタン、N₂O</td> <td>1.34</td> <td>1.15</td> <td>▲14%</td> <td>▲8%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">HFC等4ガス（フロン類）</td> <td>0.39</td> <td>0.22</td> <td>▲44%</td> <td>▲25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">吸収源</td> <td>-</td> <td>▲0.48</td> <td>-</td> <td>(▲0.37億t-CO₂)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二国間クレジット制度（JCM）</td> <td colspan="3">官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標			14.08	7.60	▲46%	▲26%	エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%	部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%	HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%	吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-
温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標																																																																			
		14.08	7.60	▲46%	▲26%																																																																			
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%																																																																			
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%																																																																			
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%																																																																			
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%																																																																			
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%																																																																			
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%																																																																			
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%																																																																			
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%																																																																			
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)																																																																			
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-																																																																			
出典：地球温暖化対策計画概要																																																																								

1-2 県の動向

2020（令和2）年10月に政府が表明した「2050年脱炭素社会」の実現を目指す宣言を受け、2021（令和3）年2月に「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目標に掲げる表明を行いました。県では、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策の各種取り組みを積極的に進めています。

（1）香川県の地球温暖化対策

県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定しているほか、「地球温暖化対策計画・報告・公表制度」など、様々な取り組みを推進しています。以下に、県が実施している主な取り組みを整理します。

制度名等	制度等の概要
地球温暖化対策計画・報告・公表制度	生活環境保全条例に基づき、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者を対象に、地球温暖化対策計画書や地球温暖化対策実施状況報告書の作成、提出及び公表を義務付けている。県は、提出された計画書や報告書の概要を、県ホームページで公表している。対象となる事業所での取り組み状況や設備の管理状況の現地確認等を通じて、事業者との意見交換や情報提供を実施し、温室効果ガス排出量削減の自主的な取り組みを推進する。
学校 CO ₂ 削減コンテスト in 香川	県内の各学校において、CO ₂ 排出量の削減を図るとともに、学校における省エネ意識を高めるなど、地球温暖化対策の普及啓発の推進を目的とする。
かがわ省エネ節電所	家庭や事業所で取り組んでいる省エネ節電行動をチェックすることで、電力やCO ₂ の削減量が一目で分かるサイトを開設している。
かがわ緑のカーテン	市町と連携して、かがわ緑のカーテンコンテストを実施している。
クールビズ四国／ウォームビズ四国	四国地球温暖化防止のため、適正冷房／暖房とエコスタイルを提唱するクールビズ／ウォームビズを、四国4県で連携して呼びかけている。
グリーン購入	かがわエコオフィス計画に基づき、文具・OA 機器などの購入の際に選択の基準となる「グリーン購入推進ガイドライン」を定め、県の各所属は、このガイドラインの環境配慮仕様を満たす物品等を原則として購入することとしている。

1-3 本町の上位計画

本町では、2014（平成26）年3月に、環境保全を含む本町のあるべき望ましい姿を設定し、総合的・長期的なまちづくりの方向性を示す「宇多津町総合計画」を策定しました。環境保全の取り組みにおいては、循環型社会の形成に向けた施策や地球温暖化対策などに取り組んでいます。

また、町の事務事業については、「宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を2018（平成30）年3月に策定し、町が実施する事業から排出される温室効果ガスを減らす取り組みを着実に進めています。以下に、その概要等を示します。

（1）「宇多津町総合計画」（2014（平成26）年3月）

宇多津町総合計画の概要							
目的	本計画は、本町のあるべき望ましい姿を設定し、その実現に向けて住民の総力を結集するとともに、計画期間における必要な施策を体系化し、総合的・計画的なまちづくりの指針を定めるものとして策定						
計画期間	2014年度～2023年度（10年間）						
まちづくりの将来像	元気創造！これからも自立する宇多津						
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち（健康・福祉） ◆ だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち（生活基盤） ◆ 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち（防災・環境） ◆ 子育て・教育・交流の充実したまち（教育・文化） ◆ 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち（産業・地域活力） ◆ 計画推進の体制づくり（協働・行政改革） 						
地球温暖化対策等に係る主な環境施策	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境施策</th> <th style="text-align: center;">関連する個別目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆ 自然環境の保全 ◆ きれいなまちづくりの推進 ◆ 低炭素社会の構築</td> <td>個別目標 3-2 環境の保全</td> </tr> <tr> <td>◆ 循環型社会の形成 ◆ 住民意識の高揚 ◆ ごみの適正処理</td> <td>個別目標 3-2 ごみ資源循環型社会の実現</td> </tr> </tbody> </table>	環境施策	関連する個別目標	◆ 自然環境の保全 ◆ きれいなまちづくりの推進 ◆ 低炭素社会の構築	個別目標 3-2 環境の保全	◆ 循環型社会の形成 ◆ 住民意識の高揚 ◆ ごみの適正処理	個別目標 3-2 ごみ資源循環型社会の実現
	環境施策	関連する個別目標					
◆ 自然環境の保全 ◆ きれいなまちづくりの推進 ◆ 低炭素社会の構築	個別目標 3-2 環境の保全						
◆ 循環型社会の形成 ◆ 住民意識の高揚 ◆ ごみの適正処理	個別目標 3-2 ごみ資源循環型社会の実現						

(2)「宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（2018（平成30）年3月）

宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要																																																																							
目的	本町では、「宇多津町総合計画」に定める通り「低炭素・循環型社会に対応したまちづくり」を目指し、住民と一体となってCO ₂ の排出の少ない社会の形成を進めることを目的として策定																																																																						
対象とする事務事業の範囲	宇多津町内の全組織が実施するすべての事務・事業（8部局、町内49施設）																																																																						
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 ハイドロフルオロカーボン																																																																						
計画期間・基準年度	計画期間：2018年度～2022年度（5年間） 基準年度：2013年度																																																																						
温室効果ガス排出量の削減目標	2030年度に、基準年度（2013年度）比で40%削減（1,792.9t-CO ₂ 削減）																																																																						
目標達成に向けた取り組み	方針1 設備機器の新規又は更新に関する整備計画 方針2 設備の運用改善方針 方針3 その他の取り組み																																																																						
計画のロードマップ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 温室効果ガスの削減目標 </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>重点</th> <th>平成30年度 2018年度</th> <th>平成31年度 2019年度</th> <th>平成32年度 2020年度</th> <th>平成33年度 2021年度</th> <th>平成34年度 2022年度</th> <th>平成35年度以降 2023年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ・省資源の推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 購入にあたっての配慮(グリーン購入)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 使用にあたっての配慮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 電気使用の削減</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 燃料使用の削減</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ コピー用紙使用量の削減</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 節水の推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 公共事業の計画・実施にあたっての配慮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) イベントの計画・実施にあたっての配慮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）</p>	重点	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度以降 2023年度以降	省エネ・省資源の推進							(1) 購入にあたっての配慮(グリーン購入)							(2) 使用にあたっての配慮							① 電気使用の削減	●						② 燃料使用の削減	●						③ コピー用紙使用量の削減							④ 節水の推進							(3) 公共事業の計画・実施にあたっての配慮							(4) イベントの計画・実施にあたっての配慮						
重点	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度以降 2023年度以降																																																																	
省エネ・省資源の推進																																																																							
(1) 購入にあたっての配慮(グリーン購入)																																																																							
(2) 使用にあたっての配慮																																																																							
① 電気使用の削減	●																																																																						
② 燃料使用の削減	●																																																																						
③ コピー用紙使用量の削減																																																																							
④ 節水の推進																																																																							
(3) 公共事業の計画・実施にあたっての配慮																																																																							
(4) イベントの計画・実施にあたっての配慮																																																																							

※対象となる町有施設の詳細は、宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）参照

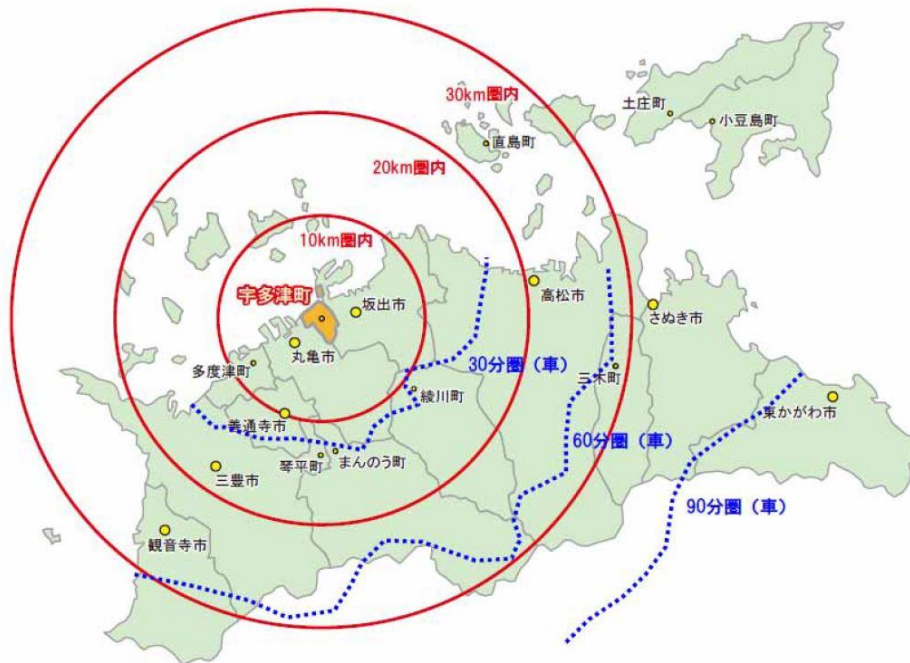
2 地域特性の整理

2-1 自然的条件

(1) 地勢概要

本町は、瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央に位置し、瀬戸大橋が繋がる四国の玄関口となっています。東は坂出市、西は丸亀市に囲まれた、人口 18,422 人（2022（令和 4）年 4 月 1 日現在）、総面積 8.10km² の町です。

本町の町街地は、古くからの伝統と趣きを残す既成町街地と、かつての塩田跡地を埋め立てて形成された新宇多津都市の特徴ある 2 つの顔を有しています。



出典：宇多津町「宇多津町総合計画」

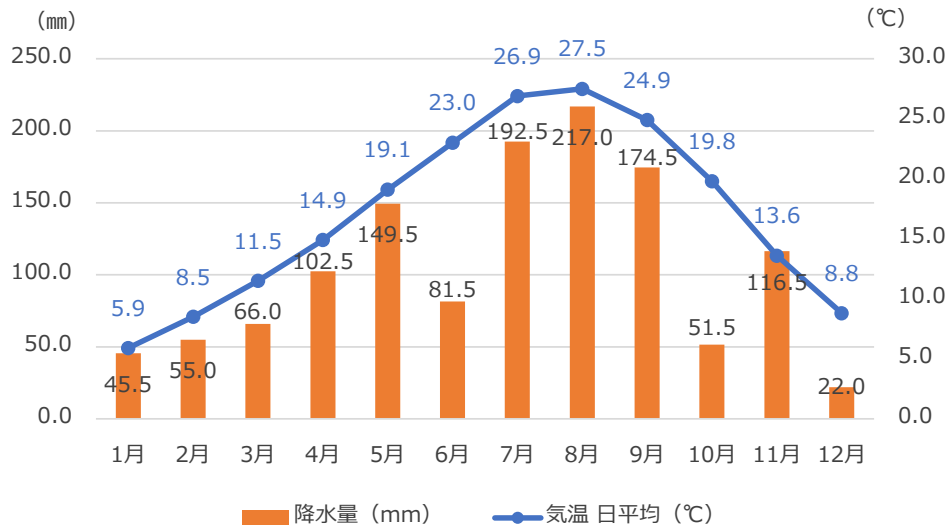
(2) 気象

① 気象概要

本町は、瀬戸内海に面し、温暖で雨が少なく、日照時間が長いという典型的な瀬戸内式気候を示します。近年の本町の年平均気温は 16～17℃前後、その年によって変動はあるものの、年降水量は 1,200 mm 程度、年平均の風速は 2.4m/sec 程度、年間の日照時間も 2,000h～2,300h 程度となっています。

最も気温が低くなる 12 月、1 月、2 月においては、月の日平均気温が 6℃～8℃ 程度であり、全体に温和で、暮らしやすい気候環境にあるといえます。

[2021年 月別日平均気温及び降水量]



[2012年～2021年の気象状況]

年	気温(°C)			風向・風速(m/s)		降水量(mm)		日照時間(h)
	日平均	最高	最低	平均風速	最大風速	合計	日最大	
2012	16.1	20.3	12.6	2.4	14.9	1,032.5	68.0	2,027.9
2013	16.6	20.9	12.8	2.4	11.7	1,563.0	135.5	2,254.9
2014	16.2	20.3	12.6	2.4	13.1	1,066.0	75.5	2,060.8
2015	16.6	20.6	13.2	2.3	14.1	1,273.0	105.5	2,053.4
2016	17.2	21.3	13.7	2.3	12.0	1,388.5	79.5	2,139.4
2017	16.5	20.6	12.9	2.4	14.5	1,272.5	119.5	2,252.0
2018	16.8	21.0	13.2	2.4	14.8	1,635.5	131.5	2,283.2
2019	17.2	21.4	13.4	2.3	11.3	856.0	58.0	2,155.7
2020	17.2	21.3	13.6	2.4	13.4	1,194.0	80.5	2,238.8
2021	17.0	21.2	13.4	2.4	14.9	1,274.0	140.0	2,190.7

出典：気象庁 HP 多度津観測所のデータを基に作成

http://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=72&block_no=47890&year=2021&month=&day=&view=p1

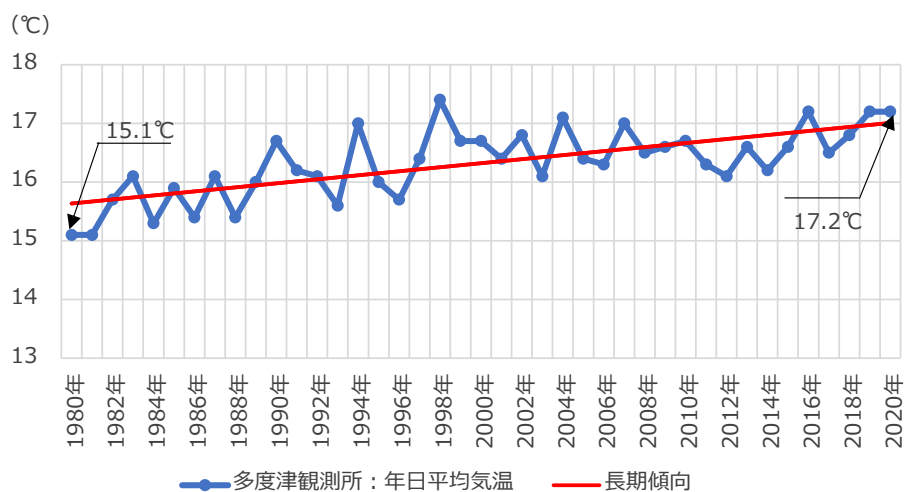
http://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=72&block_no=47890&year=2021&month=&day=&view=p1

② 年平均気温の推移

多度津観測所の年日平均気温の推移をみると、変動を繰り返しながら、上昇しています。1980（昭和55）年と比較すると2020（令和2）年の年平均気温は、2.1℃（40年間）上昇しています。

また、「香川県の21世紀末の気候」（気象庁）によると、香川県の平均気温については、21世紀末には、温室効果ガスの排出削減対策が今後ほとんど進まずに地球温暖化が最も進行した場合、20世紀末の平均気温より、4.1℃上昇する予測が示されています。

[多度津観測所の年平均気温の推移]



(3) 植生

町全体（810ha）の約 10.5%（85ha）が森林計画の対象となる民有林です。県全体の森林率は 46.6%であり、県内でも森林は少ない自治体といえます。

本町の民有林の植生をみると、18%が人工林、78%が天然林です。

香川県の民有林の人工林における樹種別構成は、スギ（8.9%）、ヒノキ（63.1%）、その他針葉樹（21.5%）と、全国と比べてもヒノキ林の割合が高いのが特徴です。

[本町の民有林の現状]

	宇多津町		県全体	
	面積 (ha)		面積 (ha)	
		構成比		構成比
立木地計	82	96%	73,309.12	91.7%
人工林計	15	18%	18,308.77	22.9%
針葉樹	12	14%	17,118.34	21.4%
広葉樹	4	5%	1,190.43	1.5%
天然林計	66	78%	55,000.35	68.8%
針葉樹	10	12%	6,722.05	8.4%
広葉樹	57	67%	48,278.30	60.4%
タケ	0	0%	3,057.94	3.8%
無立木地計	3	4%	2,347.52	2.9%
伐採跡地	-	0%	6.19	0.0%
未立木地	3	4%	2,341.33	2.9%
合計	85	100%	79,229	98.5%

出典：香川県地域森林計画書（香川森林計画区）令和 3 年 4 月 資源構成表より作成
 ※端数処理の関係等により合計は一致しない場合がある。

2-2 社会的条件

(1) 人口

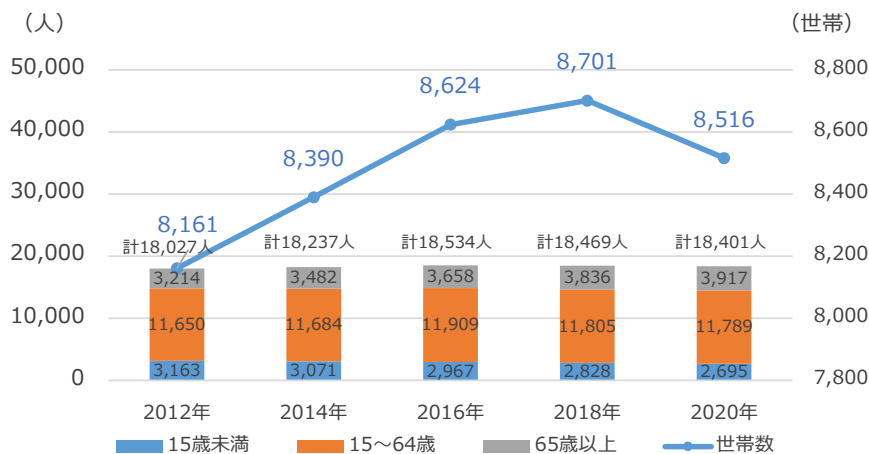
① 人口・世帯数の推移

住民基本台帳によると、本町の人口は、2020（令和 2）年現在、18,401 人で、増加傾向（2012（平成 24）年と比較し、約 2.1%増）にあります。

2020（令和 2）年の年齢別人口の比率をみると、年少人口が 14.6%、生産年齢人口が 64.1%、老年人口が 21.3%となっています。65 歳以上の老年人口が増加傾向（2012（平成 24）年と比較し、約 22%増）で、高齢化が進行しています。

本町の世帯数は、2020（令和 2）年現在、8,516 世帯で、2012（平成 24）年と比較し 4.34%増加していますが、2018（平成 30）年をピークに減少しています。2020（令和 2）年の 1 世帯当たりの人口は、2.16 人/世帯で、僅かながら減少傾向にあります（2012（平成 24）年と比較し約 1.8%減）。

[人口・世帯数の推移]



	人口 総数 (人)	年齢別人口							
		計		年少人口 15歳未満		生産年齢人口 15~64歳		老年人口 65歳以上	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
2012年	18,027	18,027	100	3,163	17.5	11,650	64.6	3,214	17.8
2014年	18,237	18,237	100	3,071	16.8	11,684	64.1	3,482	19.1
2016年	18,534	18,534	100	2,967	16.0	11,909	64.3	3,658	19.7
2018年	18,469	18,469	100	2,828	15.3	11,805	63.9	3,836	20.8
2020年	18,401	18,401	100	2,695	14.6	11,789	64.1	3,917	21.3

出典：宇多津町 HP「年齢別人口統計」（住民基本台帳ベース）の各年 10 月 1 日時点

<https://www.town.utazu.lg.jp/chosei/chosei/tokei/nenreibetsujikou/>

※端数処理の関係等により合計は一致しない場合がある。

宇多津町 HP		
年次	世帯数 (世帯)	世帯当たりの 人員(人/世帯)
2012年	8,161	2.20
2014年	8,390	2.17
2016年	8,624	2.14
2018年	8,701	2.12
2020年	8,516	2.16

※参考 国勢調査			
年次	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯当たりの 人員(人/世帯)
2000年	6,353	15,978	2.52
2005年	7,296	17,460	2.39
2010年	8,050	18,434	2.29
2015年	8,465	18,952	2.24
2020年	8,734	18,699	2.14

出典：国勢調査、宇多津町 HP 人口推移 <https://www.town.utazu.lg.jp/chosei/chosei/tokei/jinkosui/>

宇多津町 HP 年齢別人口統計 <https://www.town.utazu.lg.jp/chosei/chosei/tokei/nenreibetsujikou/>

※国勢調査における世帯数は、2005 年まで「一般世帯」、2010 年以降は「世帯総数」を採用

② 将来人口

「宇多津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年3月改訂版）」においては、本町の将来展望人口を、2030（令和12）年に20,161人、2050（令和32）年に20,341人としています。

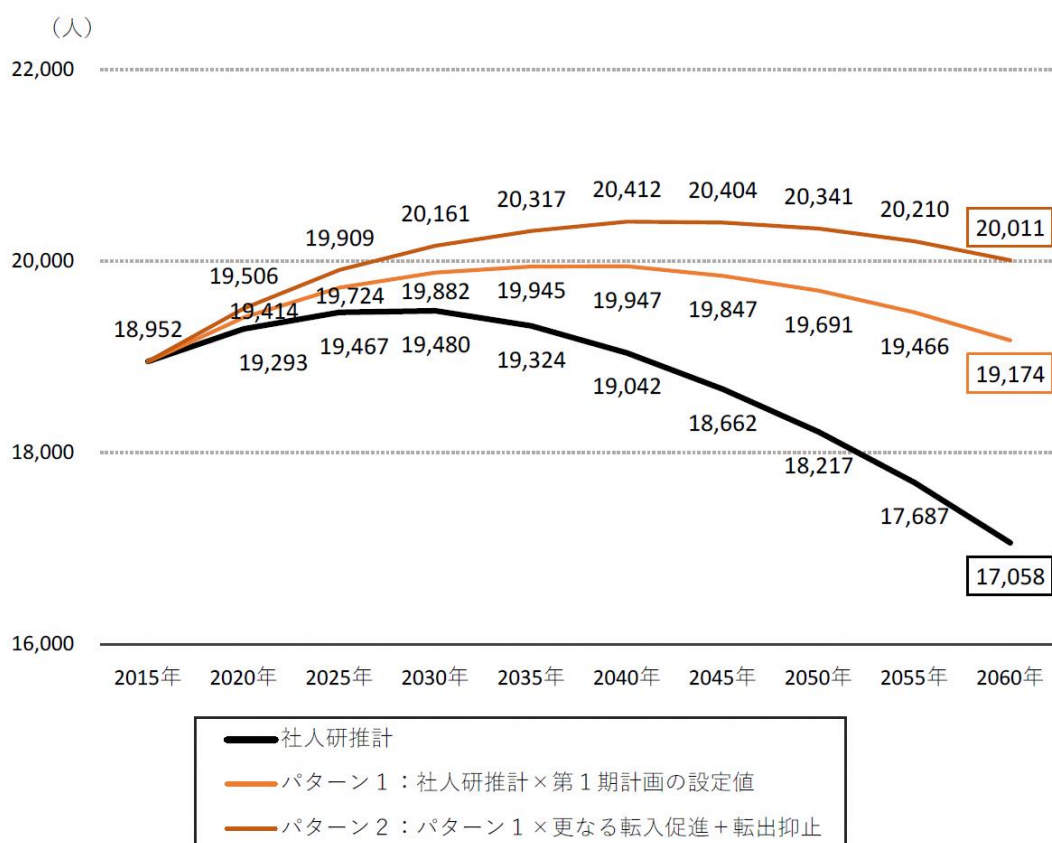
[本町の将来展望人口]

単位：人

	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口	3,022	3,054	3,129	3,273	3,498	3,540	3,368	3,355
生産年齢人口	12,650	12,612	12,389	11,823	11,469	11,314	11,300	11,321
高齢者人口	4,266	4,495	4,799	5,316	5,552	5,621	5,542	5,335
合計	19,909	20,161	20,317	20,412	20,404	20,341	20,210	20,011

※端数処理の関係等により合計は一致しない場合がある。

[本町の将来人口シミュレーション]



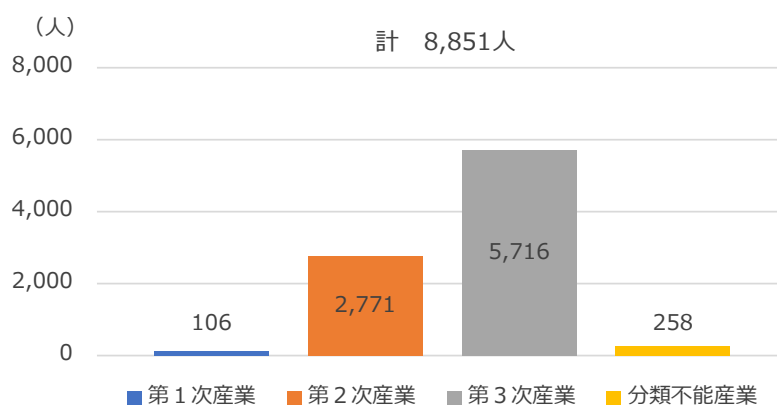
出典：宇多津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年3月改訂版）

③ 就業構造

2015（平成 27）年の産業別 15 歳以上就業者の総数は 8,851 人で、第 1 次産業が 106 人（1.2%）、第 2 次産業が 2,771 人（31.3%）、第 3 次産業が 5,716 人（64.6%）となっています。香川県と比較し、第 2 次産業の就業者の割合（県：25.1%）が高いことが特徴となっています。

推移をみると、就業者の総数は増加傾向にあります（2010（平成 22）年と比較し 2015（平成 27）年は 5.1%増）。

[2015 年 産業別 15 歳以上就業者数]



	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能産業	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
2000年(a)	7,940	140	1.76	2,677	33.72	5,092	64.13	31	0.39
2005年	8,490	110	1.30	2,591	30.52	5,686	66.97	103	1.21
2010年	8,420	116	1.38	2,604	30.93	5,587	66.35	113	1.34
2015年(b)	8,851	106	1.20	2,771	31.31	5,716	64.58	258	2.91
(b)/(a) 増減比	111.5%	75.7%		103.5%		112.3%		832.3%	

出典：国勢調査のデータを基に作成

(2) 土地利用

2017（平成 29）年度の土地利用をみると、農地、森林、河川などの自然的な土地利用が、全体の 27%を占めています。64%が、道路、住宅地、工業用地などの都市的な土地利用となっています。

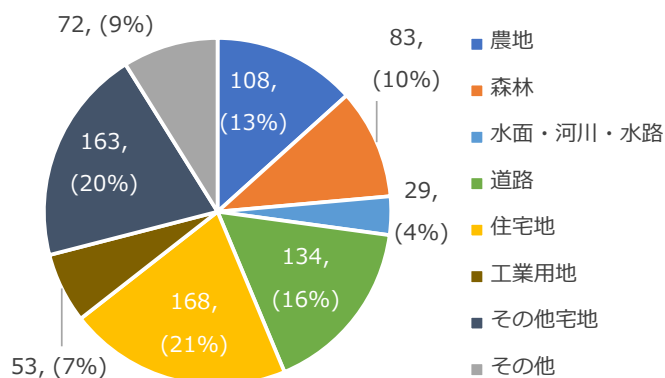
本町は、2市4町で構成する「中讃広域都市計画区域」に含まれ、町の全域が非線引き都市計画区域であり、地域地区を定めています。

[利用区分別土地利用の状況]

単位：ha

土地利用区分	2017 年度
町域面積	810
農地	108
森林	83
水面・河川・水路	29
道路	134
宅地	384
住宅地	168
工業用地	53
その他宅地	163
その他	72

[2017 年度 土地利用面積の構成比]



出典：香川県都市計画基礎調査を基に作成

(3) 地域交通

① 道路網

本町の道路網は、四国と本州を結ぶ高速道路として瀬戸中央自動車道が整備されています。町内を通過する主な幹線道路としては、臨海部の都市軸としてさぬき浜街道、中央部の東西都市軸として主要地方道高松善通寺線、南部の東西都市軸は国道 11 号、南北の都市軸として一般県道富熊宇多津線及び一般県道飯野宇多津線がそれぞれ整備されています。

その他の町道等は、幹線道路をネットワークするような形で形成されています。

[本町の主要道路網]

道路・交通の方針図



出典：宇多津町都市計画マスタープラン（2004）

② 公共交通

本町では、鉄道ではJR宇多津駅が整備されています。本町から岡山や高松・丸亀方面へ移動する主要公共交通機関として利用されています。

バス路線では、2020（令和2）年10月から3年間の試行運行として、コミュニティバス「みんなのおでかけバス」が運行され、町内全域の買い物施設、医療施設、公共施設を中心に巡回しています。

（4）文化財・景観

本町は、長い歴史の中で形成されてきた街並みと一体となって、平安時代に開基され四国霊場88カ所の78番札所となっている郷照寺をはじめとする社寺群が青の山麓部に点在し、歴史・文化的雰囲気が醸し出されています。

町内には、歴史・文化的資源が点在し、現在31件の指定文化財（国指定文化財1件、県指定文化財8件、町指定文化財22件）を保有します。

このような歴史・文化的資源に加え、本町には瀬戸内海の多島美や青の山等の自然資源が、代表的な景観として観光資源となっています。

[町指定天然記念物「宇夫階神社 磐境（いわさか）」]



写真出典：宇多津町HP 宇多津町の歴史～由来

[文化財指定状況（2018年4月1日現在）]

	総数	彫刻	絵画	建造物	史跡	書跡	天然 記念物	史跡 名勝	民俗文化財	
									有形	無形
国指定	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
県指定	8	2	2	1	-	1	1	1	-	-
町指定	22	6	5	3	2	1	2	-	1	2
計	31	9	7	4	2	2	3	1	1	2

出典：宇多津町総合計画後期基本計画 P.101-102 文化財一覧を基に作成

(5) ごみ

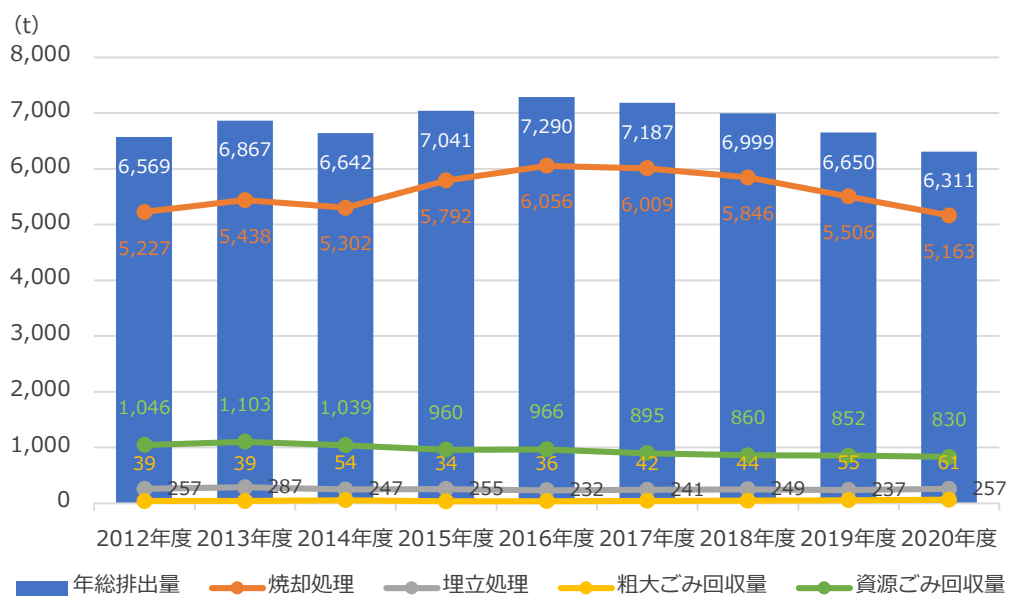
① ごみ排出量

本町においては、2013（平成 25）年 3 月に「宇多津町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、家庭や事業所から排出されるごみの減量化や資源のリサイクルに取り組んでいます。

2020（令和 2）年度のごみ処理量の総数は 6,311 t となっており、近年は、減少傾向にあります。分類別にみると焼却処理、資源ごみ回収量については、減少傾向にあります。粗大ごみ回収量は増加、その他については横ばい状態にあります。

2020（令和 2）年度の資源化処理量は 830 t であり、全体の 13.2%を占めます。

[ごみ処理量の推移]



単位：t

	総数	焼却処理	埋立処理	粗大ごみ回収量	資源ごみ回収量
2012年度(a)	6,569	5,227	257	39	1,046
2013年度	6,867	5,438	287	39	1,103
2014年度	6,642	5,302	247	54	1,039
2015年度	7,041	5,792	255	34	960
2016年度	7,290	6,056	232	36	966
2017年度	7,187	6,009	241	42	895
2018年度	6,999	5,846	249	44	860
2019年度	6,650	5,506	237	55	852
2020年度(b)	6,311	5,163	257	61	830
(b)/(a)増減比	96.1%	98.8%	100%	156.4%	79.3%

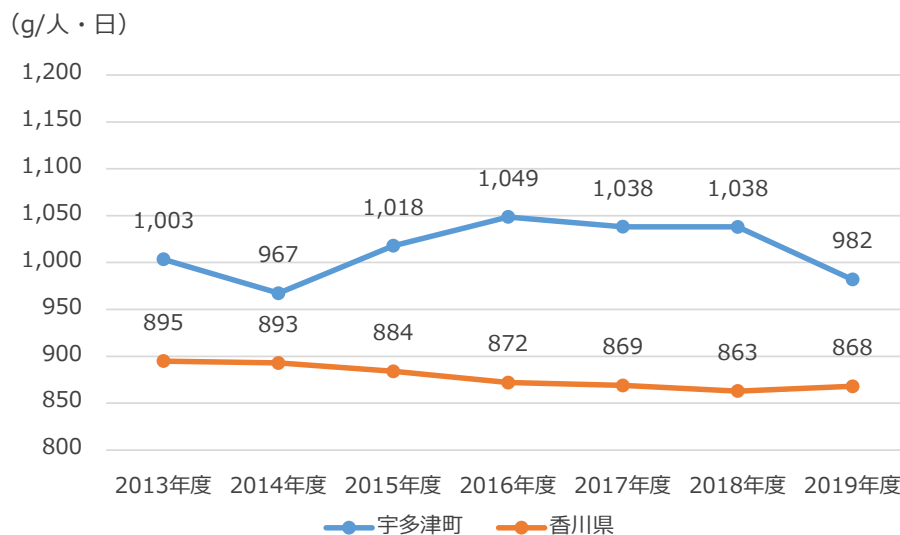
出典：宇多津町総合計画 後期基本計画 P.83「ごみ処理量等の推移」および本町の「宇多津町 ごみ収集量」管理データを基に作成

② 一人1日当たりのごみ排出量

2019（令和元）年度の本町の一人1日当たりのごみ排出量は、982gであり、県（868g）と比較し、114g多くなっています。

推移をみると、2016（平成28）年度をピークに減少傾向にあります。常に、県よりも排出量が上回る状態が続いています。

[一人1日当たりのごみ排出量]



単位：g/人・日

	2013年度 (a)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (b)	(b)/(a) 増減比
宇多津町	1,003	967	1,018	1,049	1,038	1,038	982	97.9%
香川県	895	893	884	872	869	863	868	97.0%

出典*1：宇多津町総合計画後期基本計画P.83「ごみ処理量等の推移」を基に作成

出典*2：香川県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）及び香川県HP「1人1日当たりのごみ処理量」を基に作成

※宇多津町の2013年度～2017年度の値は出典*1、2018年度～2019年度は出典*2より整理

2-3 経済的条件

(1) 事業所数

「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」によれば、2019（令和元）年の本町の事業所数は、995事業所となっています。

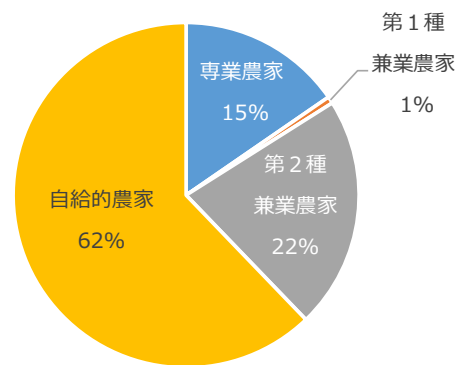
本町の就業人口は、第3次産業が7割弱、第2次産業が3割程度となっており、第1次産業は僅かとなっています。

(2) 農業

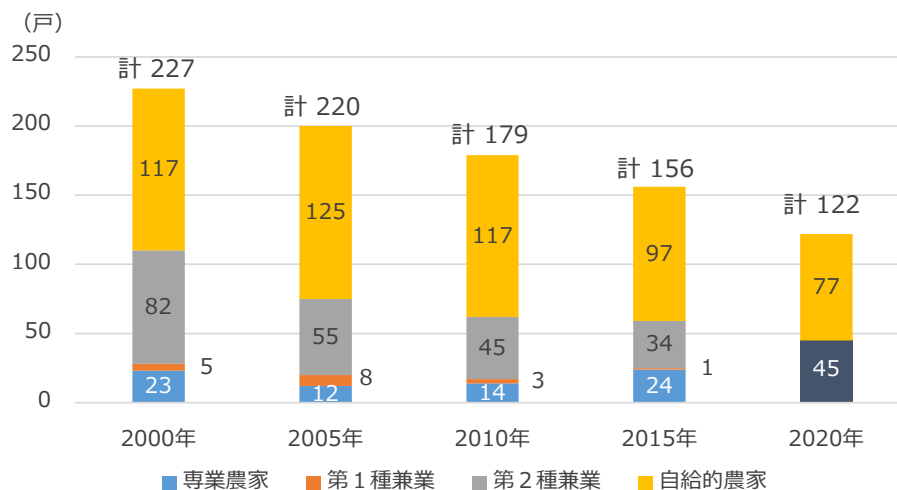
2020（令和2）年の農家数の総数は122戸となっています。2015（平成27）年の構成比をみると、そのうちの62%が、経営耕地面積が30a未満で販売金額が50万円未満の「自給的農家」となっています。専業農家と兼業農家の和として、「販売農家」が約37%となっています。

農家数の推移をみると、総数は減少傾向にあり、内訳でも、販売農家および自給的農家ともに減少傾向にあります。

[参考：2015年 農家数の構成比]



[農家数推移]



単位：戸

	総農家数	専業農家数	兼業農家数			自給的農家数
			計	第1種兼業	第2種兼業	
2000年	227	23	87	5	82	117
2005年	220	12	63	8	55	125
2010年	179	14	48	3	45	117
2015年	156	24	35	1	34	97
2020年	122		45※			77

出典：農林業センサス

※内訳不明のため、合算値

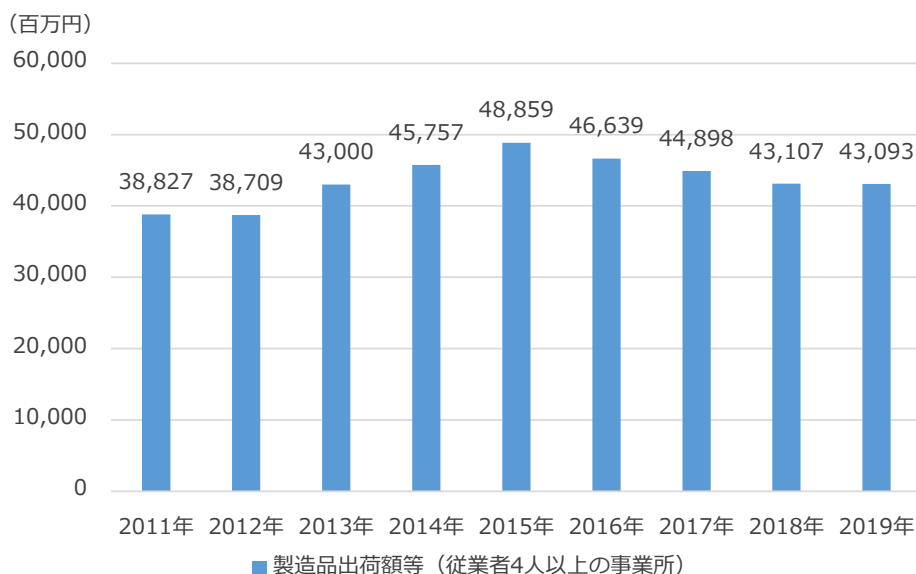
(3) 工業（製造業）

2019（令和元）年の製造業の製造品出荷額等は約 431 億円となっています。

近年の製造業の製造品出荷額等の推移をみると、2015（平成 27）年をピークとした増加傾向を経て、翌年 2016（平成 28）年以降は減少傾向にあります。

2018（平成 30）年の産業別の生産額をみると、生産額が最も大きい産業は金属製品で約 166 億円となっています。

[製造業 製造品出荷額等の推移]



出典：工業統計調査を基に作成

[2018年 産業別生産額（製造業）]

単位：百万円

	2018年 産業別生産額	製造業全体に対する構成比
製造業計	44,684	100.0%
金属製品	16,606	37.2%
食料品	13,255	29.7%
輸送機械	6,012	13.5%
はん用・生産用・業務用機械	4,109	9.2%
繊維製品	1,530	3.4%
化学	1,222	2.7%
印刷業	848	1.9%
電気機械	570	1.3%
その他の製造業	409	0.9%
鉄鋼	123	0.3%

出典：環境省 地域経済産業分析（2018年度版）産業別生産額データを基に作成

※端数処理の関係等により合計は一致しない場合がある。

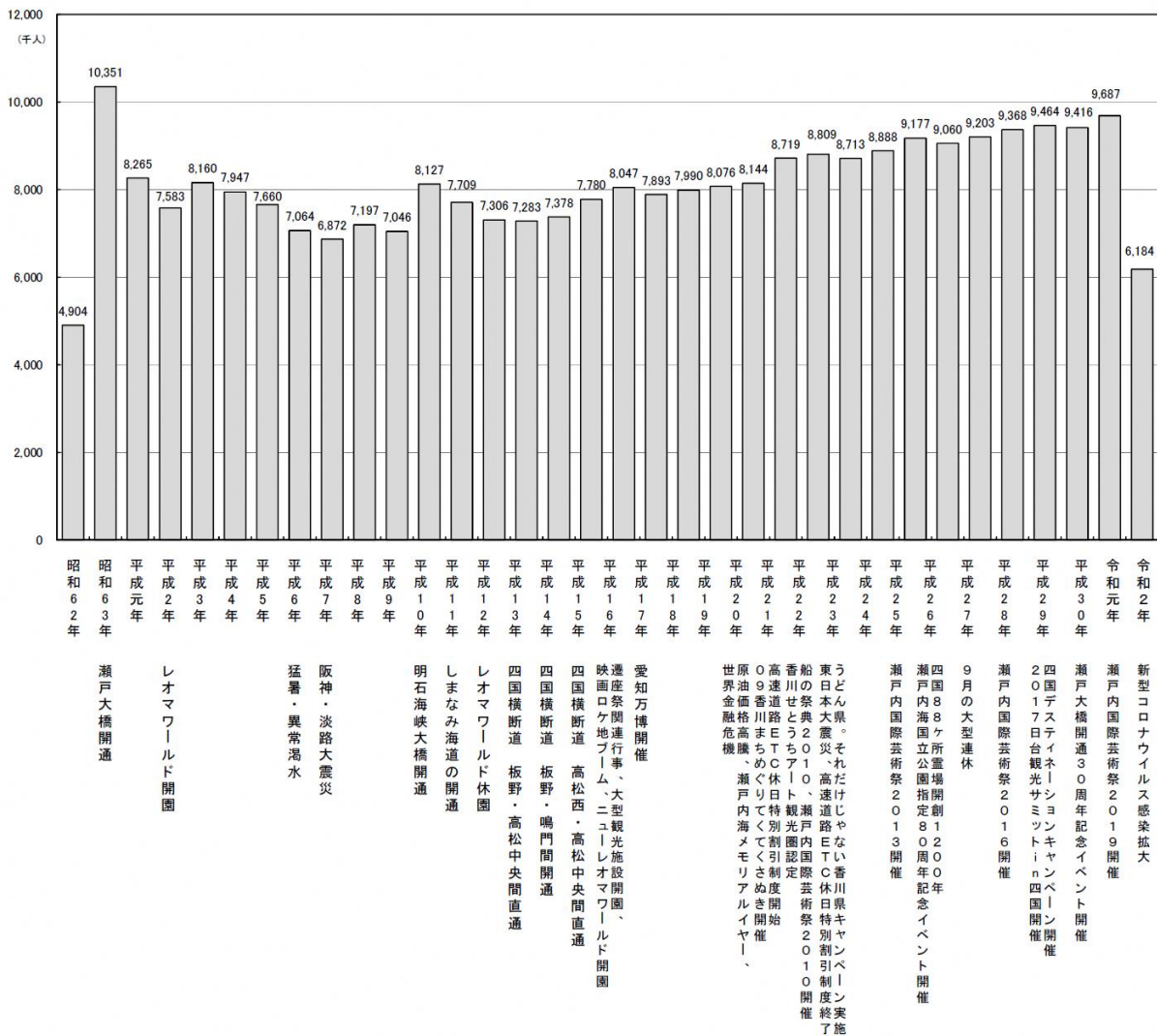
(4) 観光

県全体における近年の県外観光客入込数は、増加傾向にありました。一方で、2020（令和2）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、1987（昭和62）年度以降2番目に少ない水準となる約62万人程度まで落ち込みました。

県内の主要な観光地として、金刀比羅宮、栗林公園、屋島等があります。また、町内では、四国霊場第78番札所の郷照寺をはじめとする歴史・文化的資源に加え、瀬戸内海等の自然資源、ゴールドタワー、四国水族館等の観光施設があります。

町内では「うたづの町家とおひなさん」等の個性あるイベントが開催され、多くの来訪者を集めています。

[県外観光客入込数の推移]



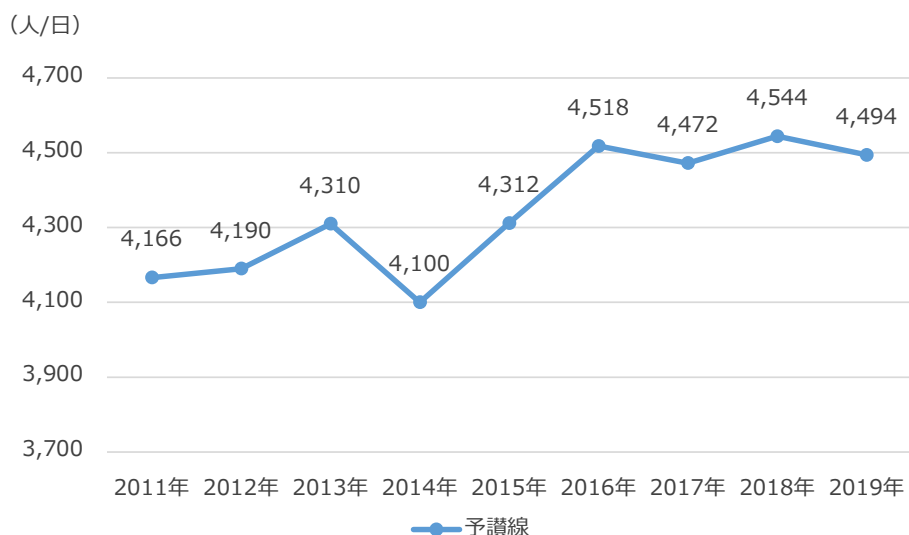
出典：令和2年香川県観光客動態調査報告（確定版）

(5) 交通産業

① 鉄道利用者数

町内には、JR 予讃線宇多津駅が設置されています。所属線である予讃線と、宇多津駅を終点とする本四備讃線の2路線が乗り入れ、隣の坂出駅とともに、本州側から見た四国の玄関口となっています。

[JR 宇多津駅 日平均乗降客数]



出典：国土交通省 国土数値情報 駅別乗降客数のデータを加工して作成

② バス利用

町内では、町営コミュニティバス「みんなのおでかけバス」が2020（令和2）年10月より3年間の試行運行しているほか、丸亀コミュニティバス レオマ宇多津線、丸亀東線、綾歌宇多津線が運行しています。

[運行中のコミュニティバス]



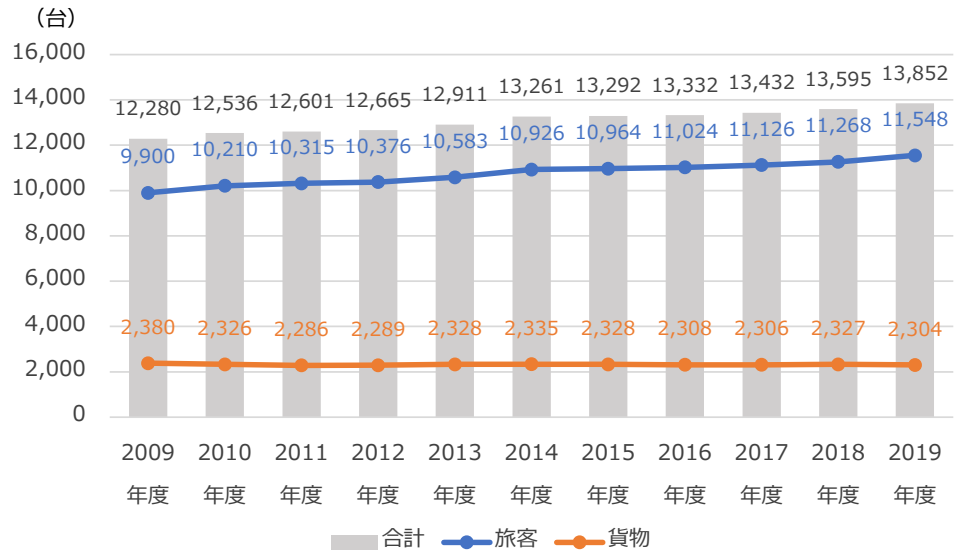
写真出典：宇多津町 HP コミュニティバス試行運行（みんなのおでかけバス）

③ 自動車保有台数

2019（令和元）年度の本町の自動車保有台数は、13,852 台で、旅客用が全体の約80%を占めています。

自動車保有台数の推移をみると、旅客用は緩やかに増加、貨物用はほぼ横ばい状況、となっています。

[自動車保有台数の推移]



出典：自治体排出量カルテを基に作成

(6) 地域経済分析

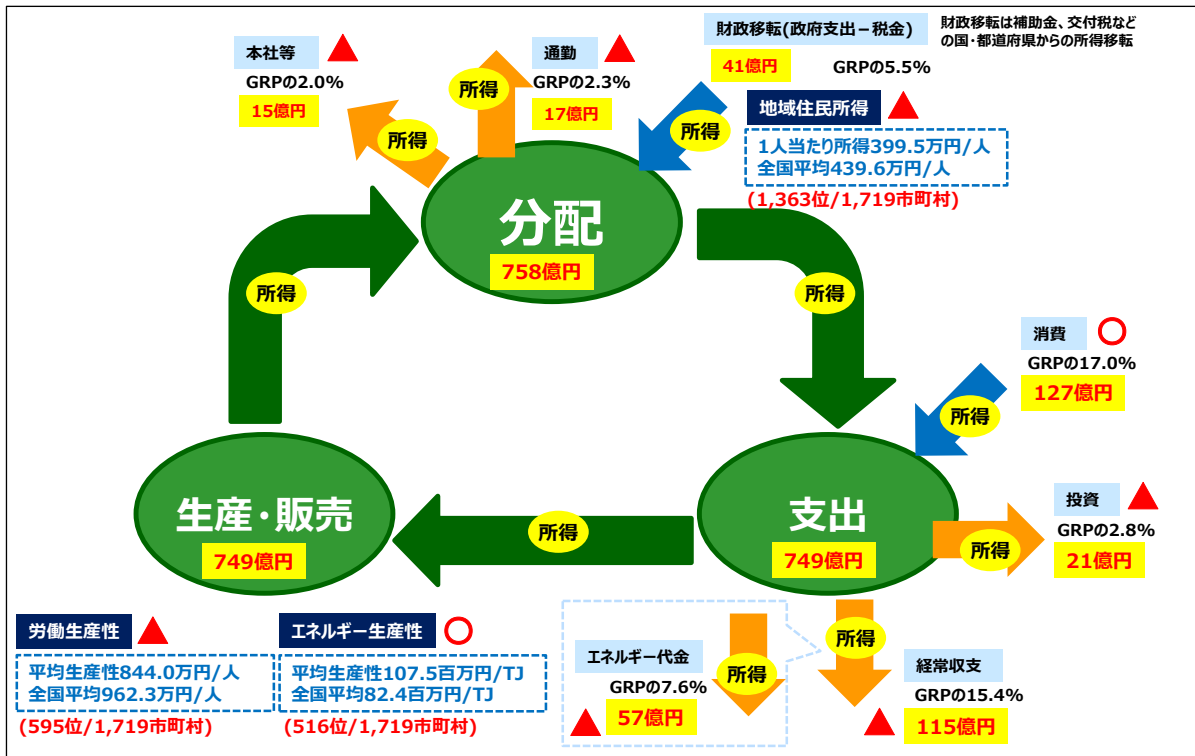
環境省が提供する地域経済循環分析(2018年版)によると、町内の生産・販売額 749 億円に対して、エネルギー代金約 57 億円 (GRP[※]の 7.6%) が地域外に流出しています。エネルギー代金の流出額の内訳をみると、石油・石炭製品の流出額 (約 35 億円) が最も多く、次いで電気の流出額 (約 14 億円) が多くなっています。

今後は、エネルギーの地産地消を進め、地域外へのエネルギー代金の流出を食い止めるための施策が重要な課題として挙げられます。

※GRP：域内総生産 (Gross Regional Product の略)

ある地域における一定期間に地域内で生産された財貨・サービスの付加価値の総額

[宇多津町の生産、分配、支出の現状]



出典：環境省 地域経済循環分析 (2018 年度版)

3 本町の温室効果ガス排出量の現状及び現状すう勢

本町の現在の温室効果ガス排出量及び地球温暖化対策が追加的に何も行われないと仮定した場合の将来的な温室効果ガスの排出量（現状すう勢）を算定します。

3-1 前提条件

本町の現在の温室効果ガス排出量、及び、地球温暖化対策が追加的に何も行われないと仮定した場合の将来的な温室効果ガスの排出量（現状すう勢）を算定する上での前提条件は以下のとおりです。

(1) 対象とする部門・分野及び温室効果ガス

本計画で対象とする各種部門・分野は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver.1.1」において示されている「市町村が対象とすることが望まれる部門・分野」の「特に把握が望まれる部門・分野」を踏まえ、以下のとおりとします。

また、対象とする部門・分野を踏まえ、対象とする温室効果ガスは、CO₂ とします。

市町村で対象とすることが望まれる部門・分野				本計画の 対象	
●：特に把握が望まれるもの ▲：可能であれば把握が望まれるもの					
ガス種類	部門・分野		市町村 ^{※1}		
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	●	★	
		建設業・鉱業	●	★	
		農林水産業	●	★	
	業務その他部門		●	★	
	家庭部門		●	★	
	運輸部門	自動車（貨物）	●	★	
		自動車（旅客）	●	★	
		鉄道	▲	★	
		船舶	▲		
	エネルギー転換部門		▲		
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	燃料燃焼分野	燃料の燃焼	▲		
		自動車走行	▲		
	工業プロセス分野		▲		
	農業分野	耕作	▲		
		畜産	▲		
		農業廃棄物	▲		
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	● ^{※2}	★ ^{※2}
			埋立処分	▲	
		排水処理	終末処理場	▲	
			し尿処理施設	▲	
			生活排水処理施設	▲	
	原燃料使用等		▲		
	代替フロン等4ガス分野		▲		

※1：指定都市、中核市を除く

※2：中核市とその他の市町村は、一般廃棄物の焼却処分のうち「一般廃棄物（プラスチックごみ及び合成繊維）の焼却に伴い排出される非エネルギー起源 CO₂」のみ「特に把握が望まれる」とする。

(2) 温室効果ガス排出量の把握方法

① 現状の温室効果ガス排出量の把握方法

温室効果ガス排出量の算定方法は、大きく「炭素量按分法」と「実績値活用法（積上法）」に分けられます。

「実績値活用法（積上法）」は、正確性の観点から区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を用い算出するため、「炭素量按分法」と比較すると算定方法が複雑で、算定までに多くの時間と労力を要することになります。

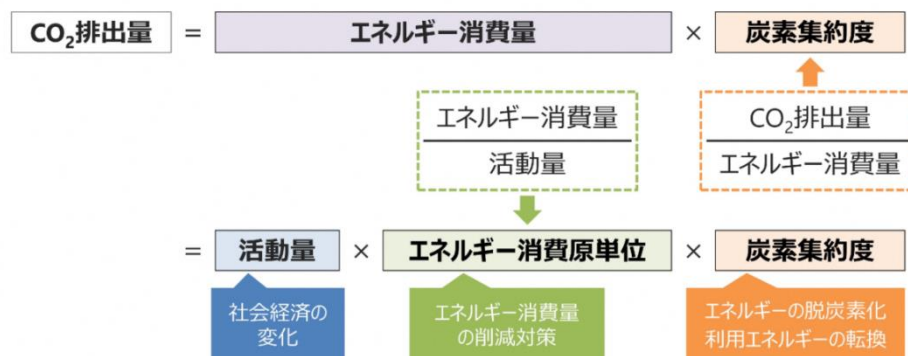
このため、本計画においては、「炭素量按分法」を用い温室効果ガスの排出量を把握することとします。この炭素量按分法は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する市町村における「標準的手法」として位置づけられており、国において公表している自治体排出量カルテにおいても用いられています。

② 将来的な温室効果ガス排出量（現状すう勢：BAU）の算定方法

現状すう勢の将来推計では、人口や経済などの将来の「活動量」の変化を推計し、算定することとします。この活動量の推計結果を基に、「エネルギー消費原単位」や「炭素集約度」を用い、将来的な温室効果ガス排出量（現状すう勢）を算出します。

なお、算定に用いる「エネルギー消費原単位」と「炭素集約度」は、現状年度（2019（令和元）年度）の値と変わらないものとし推計することとします。

- ・「活動量」：エネルギー需要の生じる基となる社会経済の活動の指標であり、部門ごとに世帯数や製造品出荷額などが用いられます。人口減少や経済成長による CO₂ 排出量の変化は、活動量の増減によって表されます。
- ・「エネルギー消費原単位」：活動量当たりのエネルギー消費量であり、対象分野のエネルギー消費量を活動量で除して算定します。活動量自体の変化ではなく建物の断熱化や省エネ機器の導入などエネルギー消費量の削減対策による CO₂ 排出量の変化は、エネルギー消費原単位の増減で表されます。
- ・「炭素集約度」：エネルギー消費量当たりの CO₂ 排出量であり、再エネ熱（太陽熱、木質バイオマスなど）の使用や再エネで発電された電力の使用などの利用エネルギーの転換による CO₂ 排出量の変化は、炭素集約度の増減として表されます。



出典：地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver.1.0

(3) 温室効果ガス排出量の算定年度

国の温室効果ガス削減目標との整合性を踏まえ、本町の温室効果ガス排出量の算定年度は以下のとおりとします。

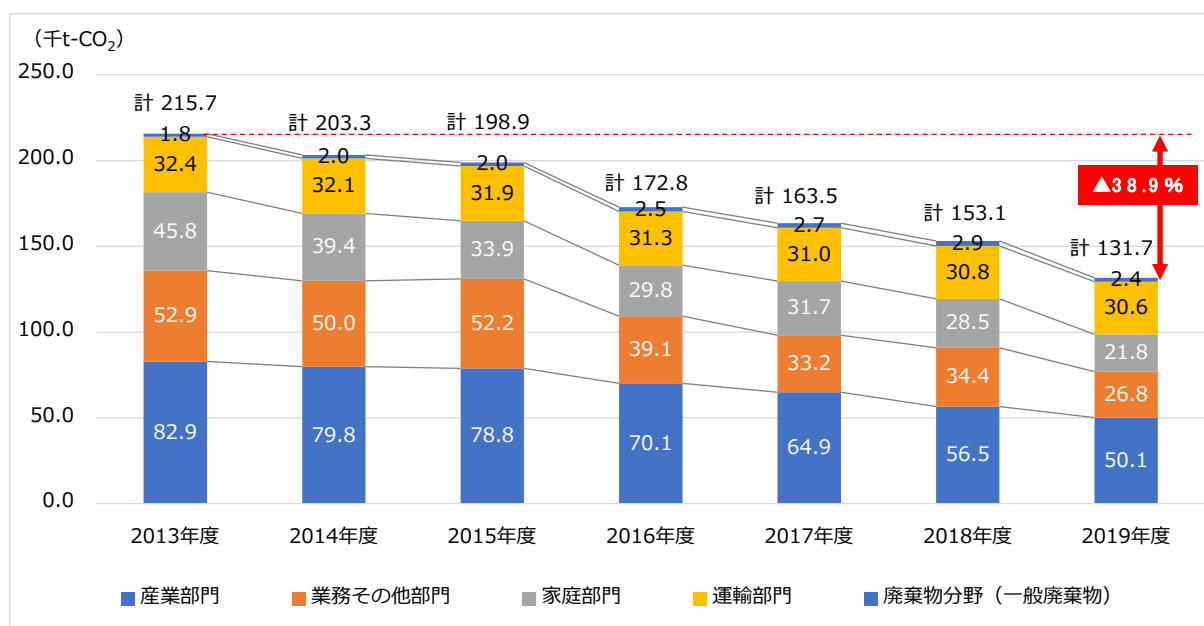
		算定年度
基準年度	国の温室効果ガス削減目標の基準年度	2013（平成 25）年度
現状排出量の算定年度	温室効果ガス排出量の算定に必要となる主要データ（都道府県別エネルギー消費統計）の最新公表年度	2019（令和元）年度
現状すう勢の算定年度	国のカーボンニュートラルに向けた中間年度	2030（令和 12）年度
	国のカーボンニュートラル目標年度	2050（令和 32）年度

3-2 本町の温室効果ガスの排出量の現状

(1) 現状の温室効果ガス排出量及び推移

- ◆2019（令和元）年度の町全体の温室効果ガス排出量は約 131 千 t-CO₂ であり、基準年度の 2013（平成 25）年度比で、▲84 千 t-CO₂（▲38.9%）となっています。
- ◆町全体の推移をみると、2013（平成 25）年度以降、減少傾向にあります。部門別にみると、産業部門、業務その他部門、家庭部門は減少傾向、廃棄物部門と運輸部門は横ばい状態にあります。
- ◆本町の 2019（令和元）年度の実績・部門の構成比は、産業部門が 38%、業務その他部門が 20%、家庭部門が 17%、運輸部門が 23%、廃棄物部門が 2% となっており、産業部門の構成比が最も高くなっています。県の構成比と比較すると、業務その他部門と家庭部門の構成比が高くなっており、都市的な快適性や商業・観光のまちとして発展してきた本町の特徴がうかがえます。

[町全体の温室効果ガス排出量の推移]



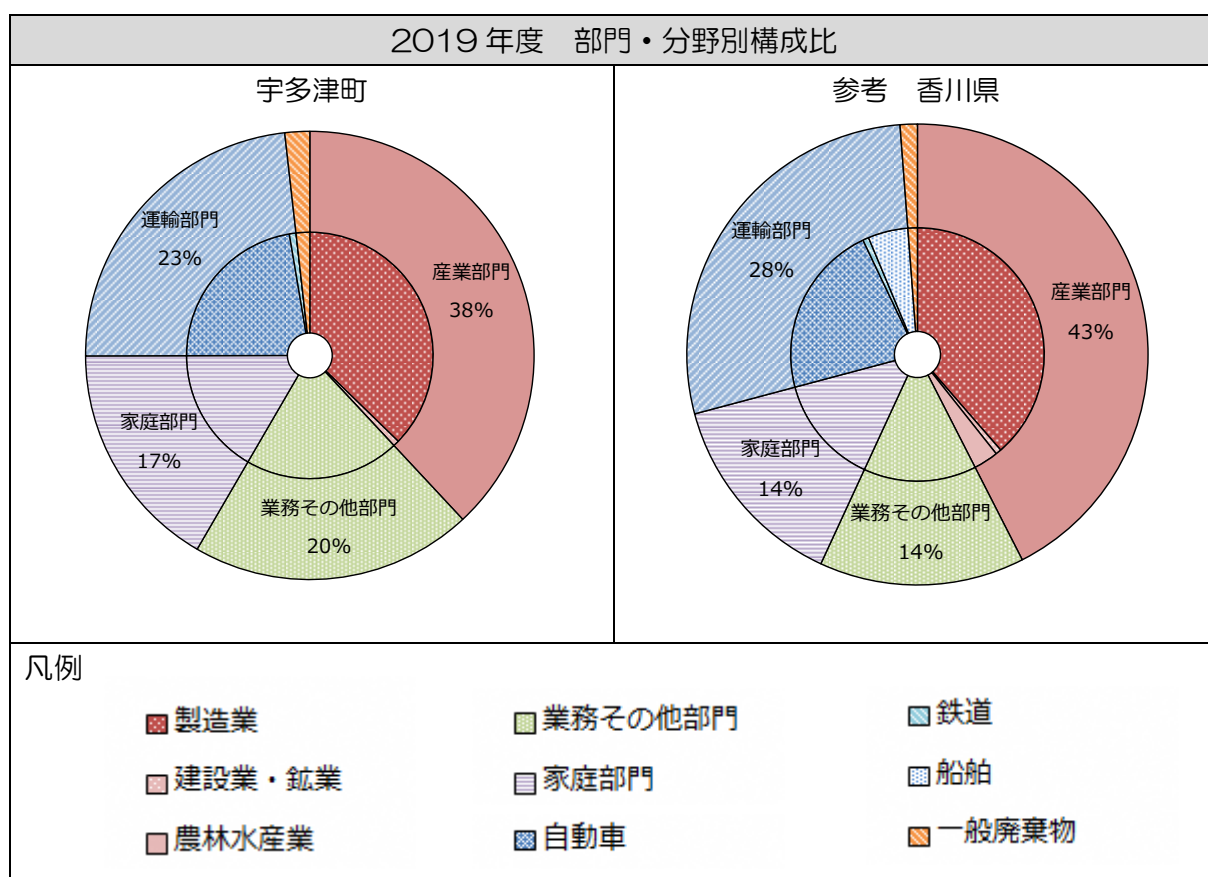
出典：環境省 自治体排出量カルテを基に作成

単位：千 t-CO₂、%

部門・分野	2013年度 排出量	2014年度 排出量	2015年度 排出量	2016年度 排出量	2017年度 排出量	2018年度 排出量	2019年度 排出量	増減率 2019年度 /2013年度
合 計	215.7	203.3	198.9	172.8	163.5	153.1	131.7	61.1
産業部門	82.9	79.8	78.8	70.1	64.9	56.5	50.1	60.5
製造業	81.4	78.3	77.4	68.8	63.6	55.3	49.1	60.3
建設業・鉱業	1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	68.6
農林水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
業務その他部門	52.9	50.0	52.2	39.1	33.2	34.4	26.8	50.6
家庭部門	45.8	39.4	33.9	29.8	31.7	28.5	21.8	47.7
運輸部門	32.4	32.1	31.9	31.3	31.0	30.8	30.6	94.5
自動車	31.0	30.7	30.6	30.0	29.7	29.6	29.5	95.1
旅客	19.4	19.0	18.9	18.7	18.6	18.5	18.4	94.9
貨物	11.6	11.7	11.7	11.2	11.1	11.1	11.1	95.3
鉄道	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	81.8
船舶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1.8	2.0	2.0	2.5	2.7	2.9	2.4	133.4

出典：環境省 自治体排出量カルテを基に作成

※端数処理の関係等により合計値等は一致しない場合がある。

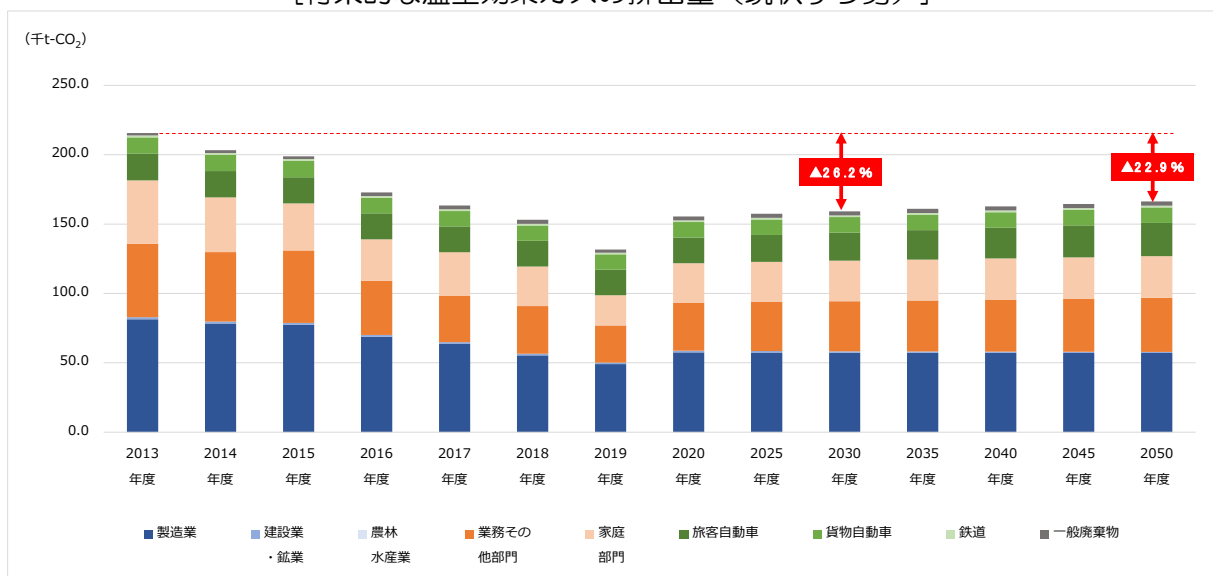


出典：環境省 自治体排出量カルテ

(2) 将来的な温室効果ガスの排出量（現状すう勢）

- ◆ここでは、現在のまま、地球温暖化対策が追加的に何も行われないと仮定した場合の将来的な温室効果ガスの排出量（現状すう勢）を検討します。
- ◆活動量の推移から近似式を用い、2020（令和 2）年度から 2050（令和 32）年度の将来的な温室効果ガスの排出量（現状すう勢）を推計すると、基準年度（2013（平成 25）年度）と比較し、2030（令和 12）年度には、▲26.2%、カーボンニュートラル目標年度である 2050（令和 32）年度には、▲22.9%となります。
- ◆現状すう勢による将来推計では、人口や経済などの将来の活動量（製造品出荷額等や人口、従業員数など）の変化（直近の増減傾向）を基に推計を行っています。本町では、これらの活動量が 2013 年以降緩やかな増加傾向にあることから、現在のまま新たに省エネや再エネ導入などの対策を行わなかった場合は、将来的な温室効果ガスの排出量が微増すると予測されます。

[将来的な温室効果ガスの排出量（現状すう勢）]



単位：kt-CO₂

部門・分野	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度	2050年度	2013年度比	
産業部門	製造業	81.4	78.3	77.4	68.8	63.6	55.3	49.1	57.5	57.4	57.3	57.2	57.2	57.1	57.1	70.2%
	建設業・鉱業	1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	50.0%
	農林水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
民生部門	業務その他部門	52.9	50.0	52.2	39.1	33.2	34.4	26.8	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	38.3	39.0	73.8%
	家庭部門	45.8	39.4	33.9	29.8	31.5	28.5	21.8	28.4	28.9	29.2	29.5	29.7	29.8	30.0	65.5%
運輸	旅客自動車	19.4	19.0	18.9	18.7	18.6	18.5	18.4	18.4	19.4	20.3	21.2	22.2	23.1	24.0	124.1%
	貨物自動車	11.6	11.7	11.7	11.2	11.1	11.1	11.1	11.2	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	95.4%
	鉄道	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	93.3%
一般廃棄物	1.8	2.0	2.0	2.5	2.7	2.9	2.4	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	171.1%	
小計	215.7	203.3	198.9	172.8	163.4	153.1	131.7	155.5	157.4	159.2	161.0	162.8	164.5	166.3	77.1%	

※端数処理の関係等により合計は一致しない場合がある。

4 本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

「再生可能エネルギー情報提供システム：REPOS（環境省）」（以下、「REPOS」という。）によると、本町においてポテンシャルの高い再エネは、太陽光発電と地中熱となっています。

その他の再エネのうち、風力発電、地熱発電、小水力発電は、REPOSにおいて、導入ポテンシャルが0となっています。

太陽熱利用については、太陽光発電と競合するため、ここでは、電力として利用できる太陽光発電をポテンシャル検討の対象としています。

また、木質バイオマスは、本町においては近年の林業施業実績が無く、町内における木質バイオマス利用のポテンシャルは現時点で無いものと言えます。

これらを踏まえ、太陽光発電と地中熱利用について、ポテンシャル（利用可能量）を算定した結果を次表に示します。これによると、本町の再エネのポテンシャルは、合計で **296TJ/年**となります。

また、本町の再エネのポテンシャル（利用可能量）の大半（98%）は、太陽光発電となっています。

[本町の再エネの利用可能量]

種 別	利用可能量 【固有単位】	利用可能量 【TJ/年】	利用割合
①太陽光発電【千 kWh/年】	80,522	290	98%
一般住宅	36,236	130	44%
公共施設	3,282	12	4%
事業所	40,787	147	50%
農地	210	1	0%
耕作放棄地	7	0	0%
②地中熱利用【TJ/年】	6	6	2%
一般住宅	6	6	2%
発電量合計【千 kWh/年】	80,522		
熱利用量合計【TJ/年】	6		
合 計*【TJ/年】		296	100%

※換算係数：0.0036TJ/千 kWh

5 脱炭素社会実現に向けた課題の整理

これまでの検討結果を踏まえ、脱炭素社会実現に向けた課題を整理します。

(1) 本町の地域資源

本町は四国の玄関口に位置し、高速交通網や JR 等による高い交通利便性を有しており、この交通立地条件を活かして製造業や商業施設が集積しており、県下の自治体では最も面積規模が小さいものの、都市機能が集約したコンパクトで利便性の高いまちとなっています。

また、日照時間が長いという気候を利用して、江戸時代中期から 1972（昭和 47）年の製塩業廃止まで全国屈指の塩田の町でありました。塩田跡地を活用した新宇多津都市、青の山麓部の既成市街地、田園地帯の南部地域及び点在する寺社等、古いものと新しいものが共存しており、新旧さまざまな魅力にあふれたまちとなっています。

(2) まちづくりとの連携

総合計画策定時に実施したアンケートによれば、住民の約 8 割が「今後も町内に住み続けたい」と回答しており、将来的に人口減少や少子高齢化の加速が進む中、住民が住み続けたいと思えるまちづくりを維持する必要があります。

また、様々な製造業が集積することにより人口や現役世代が確保できており、今後も進出・立地企業にとって魅力的なブランディング施策が重要となっています。

古くから住む住民と新たに移住してくる転入者が混在し、地域コミュニティの衰退や住民間の関係性が希薄化しているため、新旧住民の双方にとってメリットがある施策が必要となっています。

(3) 本町の脱炭素の実現に向けた具体的な取り組みに対する課題

① エネルギー消費量の削減

本町の脱炭素の実現には、まず省エネ行動や家電・事務機器、産業機械などの省エネ化などを徹底し、エネルギー消費量を減らすことが必要です。

特に、本町においては、産業部門（製造業）から排出される温室効果ガスの割合が高いことから、製造業を中心とした事業者における省エネを加速させていく必要があります。

また、本町の将来展望人口は当面緩やかに増加すると予測されており、省エネ行動に加えて、住宅を含めた建物における省エネを加速させていく必要があります。

② ポテンシャルを活かした再エネの積極的な導入

国は、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、再エネの活用を最優先とする対策を講じています。

本町は、日照時間が長いことから、太陽光発電のポテンシャルが高く、再エネ導入ポテンシャルの 98%を占めており、ポテンシャルの高い太陽光発電を中心に積極導入に向けた取り組みを検討していくことが必要です。

約 57 億円のエネルギー代金が域外へ流出している現状があることから、地域内で再エネの導入を促進していくことで、この流出を軽減でき、地域の活性化へとつなげていくことも必要です。

また、本町では、高潮や洪水により町内の多くの地域が浸水することが想定されており、再エネの導入と併せて公用車の EV 化や蓄電池等の導入を進め、災害時の電源を確保するため、公共施設における率先した再エネの導入を検討していく必要があります。

③ ごみの減量化・資源化

現在（2019（令和元）年度）、廃棄物分野（一般廃棄物）からは、約 2 千 t-CO₂ の温室効果ガスが排出されています。

近年の本町の一人 1 日当たりのごみ排出量は、県の排出量よりも上回る状態が続いており、本町の脱炭素を実現していくためには、ごみの減量化への取り組みも必要となっており、関連計画等との整合を図りながら、進めていく必要があります。

（4）住民・事業者・行政の連携強化

2050（令和 32）年度までに本町の脱炭素を実現するためには、住民・事業者・行政といった全ての主体が参加・連携して取り組むことが不可欠です。このため、住民・事業者・行政などの連携体制の構築を検討するとともに、計画の着実な進捗管理を行っていくことが必要です。

また、住民・事業者の意識を向上させ、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルを浸透させていくため、きめ細やかな情報提供、脱炭素に関わるイベントの拡充、学校での環境教育の充実などを図る必要があります。

特に、本町では前述のとおり、古くから住む住民と新たに移住してくる転入者が混在し、地域コミュニティの衰退や住民間の関係性の希薄化が課題となっており、上記のような取り組みを進めることで、地域コミュニティの活性化を図っていくことも重要です。

第3章 将来像とロードマップの検討

1 脱炭素社会実現に向けた将来像

2050（令和32）年度の脱炭素社会を実現するためには、町民・事業者・行政が一体となり、省エネや再エネの導入などの取り組みを推進していくことが必要不可欠です。このため、全体の共通認識となる「将来像」を以下のとおりとします。

『地域資源を活用した脱炭素社会の実現と地域課題の解決を通じて
安全・安心で、これからも自立する元気なまち』

また、環境面（各部門）、経済面、社会面における2050（令和32）年度のあるべき姿（脱炭素シナリオ）を、以下のとおりとします。

		2050 年度に実現すべき姿
環境	産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆年平均 1.0%のエネルギー消費量の削減が、継続的に行われており、再エネで発電した電気を多くの工場等で活用しています。 ◆耕作放棄地などの遊休農地等に太陽光発電設備が設置され、遊休農地等の悪影響が緩和されています。
	運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆すべての自動車電気自動車（EV）または燃料電池自動車（FCV）となっています。また、1台当たりの燃費も格段に向上しています。
	家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆すべての住宅に太陽光発電設備や省エネ設備等が設置され、ZEH化しています。 ◆発電した電気の自家消費だけではなく、地域外からの再エネを多くの住宅で活用しています。
	業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所内において省エネ設備の導入、省エネ行動の徹底などにより、エネルギー消費量の削減が、継続的に行われています。 ◆すべての公共施設や事業所などの建築物に太陽光発電設備や省エネ設備等が設置され、ZEB化しています。 ◆地域内からだけではなく、地域外からの再エネを多くの業務ビルで活用しています。
経済		<ul style="list-style-type: none"> ◆再エネの飛躍的な導入によって、町内の関連工務店、小売店のほか、環境関連産業の育成・強化が図られ、雇用が創出されています。 ◆町外に流出していたエネルギー代金が町内に還流することによって、地域経済が活性化しています。
社会		<ul style="list-style-type: none"> ◆太陽光発電に加えて、再エネ由来の水素エネルギーの導入が進んでいます。 ◆地域資源を活用した再エネや蓄電池の導入によって、災害に強い安全・安心なエネルギーシステム・ライフラインが構築されています。 ◆行動や設備の工夫を通じて、熱中症の予防や異常気象に伴う自然災害への対策など、ライフスタイルを気候変動に適応させています。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

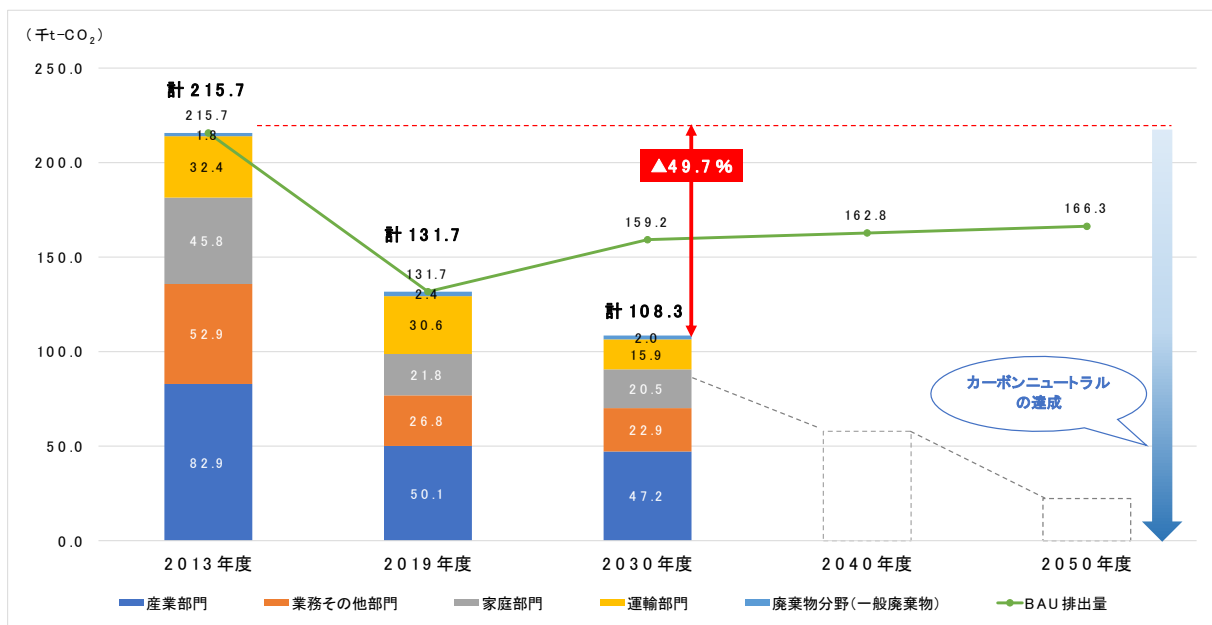
脱炭素社会実現に向けた将来像を受け、住民・事業者・行政が一体となり省エネの推進や再エネ導入などが加速することを前提に、将来の町域から排出される温室効果ガスの排出量とその削減量を以下のとおり推計しました。

この推計結果と国の削減目標（2013年度比46%減）を踏まえ、本町における2030（令和12）年度の削減目標は、基準年度（2013（平成25）年度）の46%以上削減とします。

また、今後も脱炭素に係る技術革新等を踏まえながら削減目標を見直すものとし、2050年カーボンニュートラル達成を目指します。

2030年度の削減目標：2013年度比 46%以上削減

[本町における温室効果ガス削減量の推計結果]



[2030年度の温室効果ガス排出量と削減率]

単位：千t-CO₂

		2013年度	2019年度	2030年度	2013年度比削減率
産業部門	製造業	81.4	49.1	46.4	-43.0%
	建設業・鉱業	1.5	1.0	0.8	-45.5%
	農林水産業	0.0	0.0	0.0	—
業務その他部門		52.9	26.8	22.9	-56.7%
家庭部門		45.8	21.8	20.5	-55.2%
運輸部門	旅客自動車	19.4	18.4	8.6	-55.6%
	貨物自動車	11.6	11.1	6.5	-44.1%
	鉄道	1.4	1.2	0.8	-44.6%
廃棄物	一般廃棄物焼却処分	1.8	2.4	2.0	15.9%
計		215.7	131.7	108.5	-49.7%

3 再生可能エネルギー導入目標

2050年カーボンニュートラル達成に向けた再エネの導入目標及び導入目標量を以下のとおり算定しました。

[太陽光発電の導入目標]

①新規住宅	◆2030年度には、新規戸建て住宅の50%に導入 ◆2031年度以降は、新規戸建て住宅の100%に導入
②既存住宅	◆2030年度には、住宅数の5%に導入 ◆2040年度には、住宅数の10%（2030年度の2倍）に導入 ◆2050年度には、住宅数の20%（2040年度の2倍）に導入
③事業所	◆2030年度には、工業用地の4%に導入 ◆2040年度には、工業用地の10%（2030年度の約2倍）に導入 ◆2050年度には、工業用地の20%（2040年度の約2倍）に導入
④公共施設	◆2030年度には、導入可能性のある施設（10施設）に導入 ◆2040年度には、導入可能性のあるすべての施設（24施設）に導入
⑤農地等	◆2040年度には、農地及び耕作放棄地の0.5%に導入 ◆2050年度には、農地及び耕作放棄地の1%に導入

※工業用地：従業員30人以上の事業所の敷地面積。太陽光発電の設置は工場建屋の屋上及び敷地内への直置きを想定

[地中熱利用の導入目標]

①新規住宅	◆2031年度以降に、新規戸建て住宅の5%に地中熱利用設備を導入
-------	----------------------------------

[導入目標を踏まえた本町における再エネの導入目標量]

種別	2030年度	2040年度	2050年度
①太陽光発電【TJ/年】	24.6	59.0	110.0
一般住宅 新築	5.9	19.1	32.3
一般住宅 既存	11.4	22.8	45.6
公共施設	1.4	2.1	2.1
事業所	5.9	14.7	29.4
農地	0.0	0.3	0.7
耕作放棄地	0.0	0.0	0.0
②地中熱利用【TJ/年】	0.0	2.0	4.0
一般住宅	0.0	2.0	4.0
再エネ導入目標量 合計【TJ/年】①	24.6	61.0	114.0

温室効果ガス排出量削減目標※を達成した場合のエネルギー消費量②	1,972.7	1,784.5	1,549.4
エネルギー自給率③=①/②	1.2%	3.4%	7.4%

※端数処理の関係等により合計は一致しない場合がある。

4 基本方針と具体的取り組み

将来像を踏まえ、温室効果ガス削減に向けた基本方針を以下のとおりとします。

- | | |
|-------|-------------------------|
| 基本方針1 | 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの推進 |
| 基本方針2 | 再生可能エネルギーの導入促進 |
| 基本方針3 | 環境配慮型まちづくりの推進 |
| 基本方針4 | ごみ資源循環型社会の実現 |
| 基本方針5 | 住民・事業者との連携強化 |

基本方針ごとの具体的取り組みを次に示します。

4-1 基本方針 1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの推進

- ◆日常生活や事業活動で消費するエネルギーの無駄をなくし、住民・事業者・行政が一体となって、エネルギー消費量を削減していくことが重要です。
- ◆国民運動である「COOL CHOICE（クールチョイス）」の啓発や学習機会の拡充等を図り、住民や事業者の脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルを推進します。

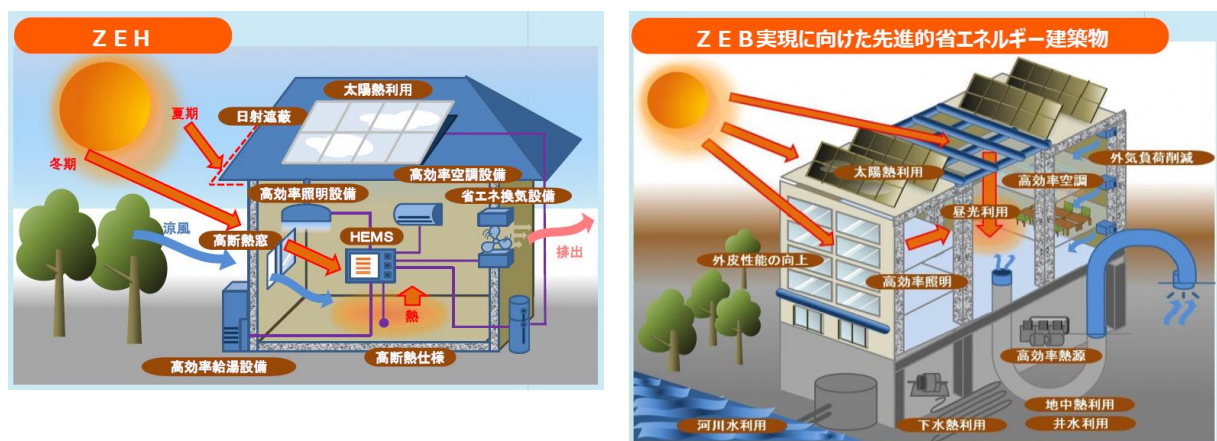
[ゼロカーボンアクション 30]

<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴみの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着的る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

出典：環境省「ひとりひとりができること ゼロカーボンアクション 30」（令和4年2月）

- ◆民間事業者と連携し、事務所のZEB化や住宅のZEH化・断熱改修、設備の高効率化等の建物の省エネ化事業や、EV・充電ステーションなどの導入を推進します。
- ◆本町には、住宅に占める集合住宅の割合が高く、集合住宅におけるZEH-M（ゼッチ・マンション）の普及推進のため、新規に住宅開発を行う事業者に対してZEH-M化を働きかけていきます。

[ZEHとZEBのイメージ]



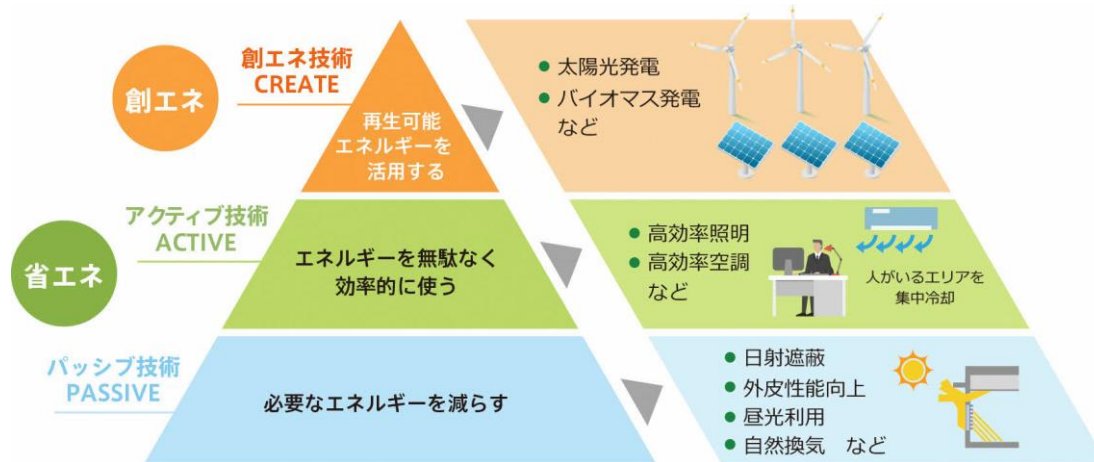
出典：資源エネルギー庁「平成27年度予算要求資料」

■主体ごとの取り組み内容

実施者	取り組み内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 「宇多津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、町の施設の省エネ対策を推進する。 ● 国民運動である「COOL CHOICE」、「ゼロカーボンアクション 30」の取り組みに関する情報を収集・発信する。 ● 高効率給湯器・照明等の省エネルギー機器の普及促進を図るため、トップランナー制度等について情報提供する。 ● ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）について情報を提供し、普及に努める。 ● 公共施設の大規模改修時には、ZEB 化等の省エネ性能を高める工事を採用するよう努める。 ● 公共施設の新築時は、原則 ZEB シリーズ相当*となることを目指す。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民運動である「COOL CHOICE」や「ゼロカーボンアクション 30」に取り組む。 ● 給湯器、照明等家電製品の購入や買換え時に省エネルギー機器・家電の購入を検討する。 ● 住宅の新築時や改築時には、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の導入を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民運動である「COOL CHOICE」や「ゼロカーボンアクション 30」に取り組む。 ● 機器導入・更新時には、省エネルギー機器の購入を検討する。 ● 事業所や工場の新築時や改築時には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）、FEMS（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）の導入を検討する。

※ ZEB シリーズ相当とは、従来の建物で必要なエネルギーを省エネで一定率削減した建物のこと。「ZEB（Net Zero Energy Building）」とは、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建築物のことで、次の①～④のランクが定義されている。[① ZEB（正味ゼロ又はマイナスの省エネを図った建築物） ② Nearly ZEB（正味で 75%以上の省エネを図った建築物） ③ ZEB Ready（50%以上の省エネを図った建築物） ④ ZEB Oriented（30～40%以上の省エネを図った建築物）]

[ZEB を実現するための技術]

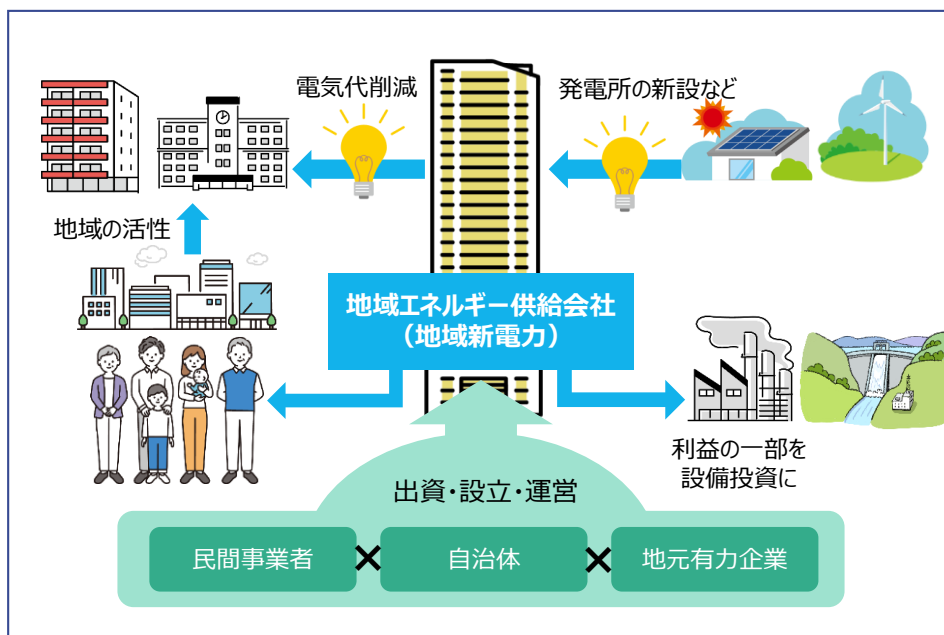


出典：環境省 HP「ZEB PORTAL」
<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/O6.html>

4-2 基本方針 2 再生可能エネルギーの導入促進

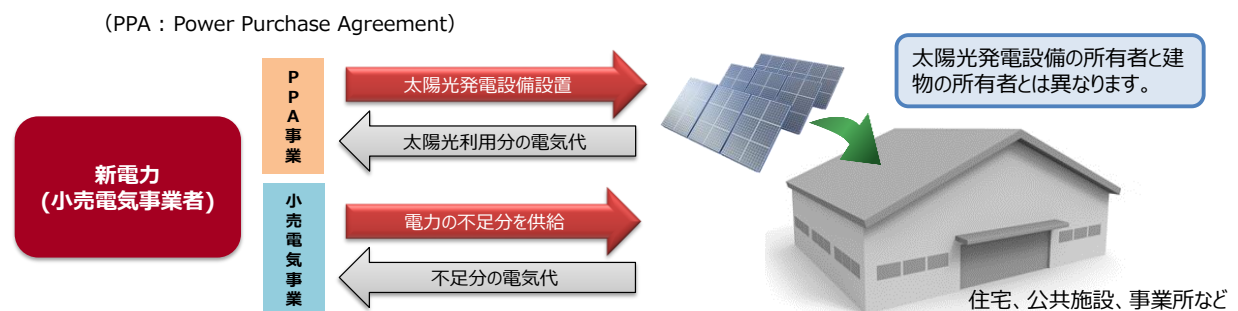
- ◆本町の脱炭素を実現していくためには、二酸化炭素を排出する化石燃料から、二酸化炭素を排出しない再エネへと転換していくことが重要です。
- ◆公共施設をはじめ、住宅・事業所等における再エネの導入を促進し、エネルギーの地産地消を進めていきます。災害に強い持続可能なまちづくりを進めていくため、停電時などにおいて再エネが電源として利用できるようEVや蓄電池の導入を促進します。
- ◆本町では産業部門（製造業）から排出される温室効果ガスの割合が高く、製造業を中心とした事業者における省エネや再エネの取り組みを加速させていく必要があります。
- ◆今後も継続して企業に選ばれるまちを目指し、立地企業とも連携した再エネ電力の町内への供給事業実現に向けた取り組みを行います。

[地域新電力事業のイメージ]



- ◆民間事業者（地域エネルギー会社や電気工事会社、金融機関等）と協力して、住宅向けの太陽光発電及び蓄電池を導入してCO₂の削減と災害に強いまちを実現するため、PPA事業による住宅への太陽光・蓄電池導入を推進します。

[PPA事業のイメージ]



- ◆また、住民とともに地域内余剰電力の有効活用を目指したエネルギーシェアリング事業を推進し、脱炭素社会実現と地域コミュニティ機能活性化の両立を目指します。
- ◆再エネの飛躍的な導入により、町内や周辺市町の工務店等の関連産業の育成・強化が図られ、新たな雇用の創出につなげていくとともに、町外に流出していたエネルギー代金を地域内に還流させていくことによって、地域経済の活性化を目指します。
- ◆このほか、水素エネルギー技術などの関連情報について、住民・事業者への情報提供等、今後の普及拡大のための取り組みを行います。

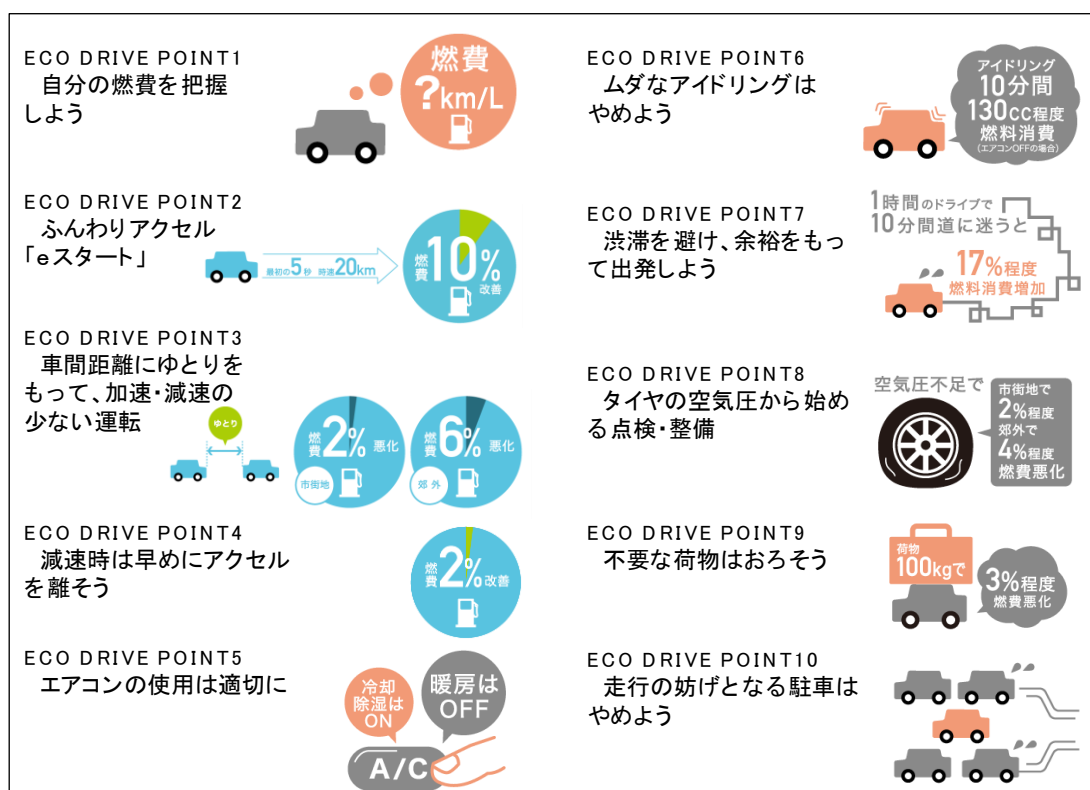
■主体ごとの取り組み内容

実施者	取り組み内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の設置可能な屋根等に太陽光発電システムを導入する。 ● 太陽光発電システムを導入する際には、EV や蓄電池設備も合わせて導入することを検討し、災害時の電源確保に努める。 ● 町の公共施設における PPA 事業の活用や、民間事業者の PPA 事業による住宅への太陽光・蓄電池導入を推進する。 ● 設置可能な駐車場には、太陽光発電システム（ソーラーカーポート）の導入を推進する。 ● 町内の農地や耕作放棄地への太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入可能性について検討する。 ● 立地企業等と連携し、再エネ電力の町内への供給事業実現に向けた取り組みを行う。 ● 地域内余剰電力の有効活用を目指したエネルギーシェアリング事業を推進する。 ● 住民や事業者の太陽光発電、蓄電池の導入促進のため、助成制度の充実や国・県・町の支援内容の情報発信を行うとともに、国や県と連携して相談窓口を設置する。 ● 電力契約を見直す際は、環境負荷の小さい電源や再エネ電源の購入を検討する。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の新築・改築時には太陽光発電システムの導入を検討する。 ● 電力契約を見直す際は、環境負荷の小さい電源や再エネ電源の購入を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や工場等の建替・改修時には、太陽光発電システムの導入を検討する。 ● 設置可能な駐車場に太陽光発電システム（ソーラーカーポート）の導入を検討する。 ● 電力契約を見直す際は、環境負荷の小さい電源や再エネ電源の購入を検討する。

4-3 基本方針 3 環境配慮型まちづくりの推進

- ◆交通分野から排出される二酸化炭素の削減のため、公用車のクリーンエネルギー自動車への更新を進めます。
- ◆また、電気自動車をはじめとした次世代型自動車の利用促進のため、EV 充電ステーションの整備などのインフラ整備を推進し、環境負荷の少ないクリーンエネルギー自動車の普及拡大を図ります。
- ◆アイドリングストップを始めとするエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転）は、ドライバー一人ひとりの日頃の心がけで簡単に取り組めるものです。住民や事業者にもエコドライブを周知・普及させ、自動車の燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を削減します。

[エコドライブ 10 のすすめ]



出典：環境省 HP「COOL CHOICE—エコドライブ 10 のすすめ」より
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ecodriver/point/>

- ◆公園・緑地は、都市の緑の空間として、市街地のゆとりや潤いの創出、ヒートアイランド現象の緩和、被災時の避難場所や地域コミュニティの拠点となるなど、住民生活を支える重要な役割を担っており、引き続き、公園・緑地機能の強化・充実を図るとともに、道路緑化の推進を行っていきます。
- ◆また、宇多津町景観計画【ガイドライン】に基づき、住民や事業者に対し、良好な景観の形成に向けた働きかけを行います。
- ◆本町では、毎年、一年で最も暑いとされる「大暑」の日に「打ち水大作戦」を実施しています。「打ち水」は住民の誰もが取り組める地球温暖化対策の一つであり、このような取り組みを通じて、住民の地球温暖化に対する意識啓発を図っていきます。

■主体ごとの取り組み内容

実施者	取り組み内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車のクリーンエネルギー自動車への更新を進める。 ● 電気自動車や燃料電池自動車の利用環境整備に取り組む。 ● 電気自動車等の普及のため、EV 充電ステーション等のインフラ整備に関する国や県の支援策や補助制度について情報発信を行う。 ● エコドライブの実施方法や効果などの情報を発信し、環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成を図る。 ● 公用車の運転時には、「エコドライブ 10」を心がける。 ● 公園・緑地機能の強化・充実、及び道路緑化の推進を図る。 ● 里親制度（アダプション制度※）を推進する。 ● 打ち水大作戦を毎年継続して実施する。 ● 宇多津町景観計画【ガイドライン】に基づき、良好な景観の形成に向けた取り組みを進める。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 新車購入時や買換え時には、環境負荷の少ないクリーンエネルギー自動車の購入を検討する。 ● 運転時は「エコドライブ 10」を心がける。 ● 移動の際には、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 ● 公園・緑地づくりやクリーン作戦等の環境美化活動に参加する。 ● 打ち水大作戦に参加する。 ● 建築物の建築を行う際は、宇多津町景観計画【ガイドライン】に基づき良好な景観の形成について検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 新車購入時や更新時には、環境負荷の少ないクリーンエネルギー自動車の購入を検討する。 ● 運転時は「エコドライブ 10」を心がける。 ● 移動の際には、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 ● 公園・緑地づくりやクリーン作戦等の環境美化活動に参加する。 ● 打ち水大作戦に参加する。 ● 建築等の行為を行う際は、宇多津町景観計画【ガイドライン】に基づき良好な景観の形成について検討する。

※道路、公園、街路樹などの一部区間を、自治体を「里子」に、地域のボランティア団体等を「里親」に例えて養子縁組契約を結び、清掃美化活動を行ってもらう代わりに、自治体がそれらの活動を支援する制度

4-4 基本方針 4 ごみ資源循環型社会の実現

- ◆本町における 2019（令和元）年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、982 g/人・日であり、県全体の平均（868 g/人・日）と比較し、そのごみ排出量は多くなっています。
- ◆日常の生活や事業活動では多くの製品が利用され、生産・流通・廃棄される過程で多くの二酸化炭素が排出されています。このため、必要となるもの以外は購入しないなど、ごみ発生抑制となる「リデュース」の取り組みが特に重要となります。
- ◆本町では、廃棄物の発生抑制、資源化・再利用、再生利用に取り組み、住民・事業者・行政の適切な役割分担のもとで循環型社会の形成を目指します。
- ◆広報啓発活動の推進により、住民意識の高揚を図り、分別収集の徹底等、住民生活に身近な取り組みを促していきます。

■主体ごとの取り組み内容

実施者	取り組み内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民・事業者・行政が一体となって、「廃棄物の発生抑制」（リデュース：Reduce）、「使用済み部品の再利用」（リユース：Reuse）、「ごみを資源として再生利用」（リサイクル Recycle）の 3R の取り組みを継続する。 ● 広報啓発活動の推進により、住民意識の高揚を図り、分別収集の徹底等、住民生活に身近な取り組みを促す。 ● 適正な分別収集の実施やダンボールコンポストの普及を行う。 ● 分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーの配付による意識高揚を図る。 ● 買い物袋持参運動を推進する。 ● クリーン作戦等の環境美化活動を推進する。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● マイバッグやマイボトルの利用によりごみの排出抑制を図る。 ● 必要となるもの以外は購入しない。長く使える製品を購入する。 ● 生ごみの水切り徹底やコンポストによる生ごみ処理に取り組み、生ごみの減量化を図る。 ● クリーン作戦等の環境美化活動に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの減量・資源化に努める。 ● 事業系ごみを適正に分別する。 ● 生ごみの水切り徹底やコンポストによる生ごみ処理に取り組み、生ごみの減量化を図る。 ● クリーン作戦等の環境美化活動に参加する。

4-5 基本方針 5 住民・事業者との連携強化

- ◆2050（令和 32）年度までに本町において脱炭素を実現するためには、住民・事業者・行政といった全ての主体が参加・連携して取り組むことが不可欠です。このため、住民・事業者・行政などの連携体制を構築するとともに、計画の着実な進捗管理を行っていきます。
- ◆また、住民・事業者の意識を向上し、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルを浸透させていくため、きめ細やかな情報提供、脱炭素に関わるイベントの拡充、学校での環境教育の充実などを図っていきます。
- ◆特に、本町の将来を担う児童・生徒に向けては、再エネの活用によるカーボンニュートラル達成を、自分のこととして考えられるような環境教育を推進していきます。
- ◆教育機関だけでなく、住民や事業者などを巻き込み、町全体で取り組むことで、学校や職場に囚われず、将来のまちづくりに繋がる環境教育を推進します。

■主体ごとの取り組み内容

実施者	取り組み内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルに関する情報提供、脱炭素に関わるイベントの拡充、学校での環境教育の充実などを図る。 ● 児童・生徒に向けては、再エネの活用によるカーボンニュートラル達成を、自分のこととして考えられるような環境教育を教育機関と連携して推進する。 ● 学校や職場に囚われず、将来のまちづくりに繋がる環境教育を推進する。 ● 全ての主体が参加・連携して脱炭素に取り組むための住民・事業者・行政などの連携体制を構築する。 ● 省エネや再エネの導入促進に向けた事業者向けの勉強会や意見交換会を実施し、事業者の省エネ・再エネの取り組みを支援する。 ● 公共施設において率先導入した太陽光発電や省エネ型の高効率機器について、その効果を検証し結果を周知することにより、事業者における温室効果ガス排出量の削減の取り組みを促す。

本町の住民向けのエネルギー啓発の取り組み

本町では、地球温暖化防止対策の取り組みの一環として、令和元年度より夏休みこどもエネルギー教室を開催しています（令和 4 年度は 8 月に開催）。このなかで行ったゼロカーボンに向けたアンケートでは、取り組みたい温暖化対策として節水をあげた児童が多くみられました。本町では、これまでホームページや広報を通じて、水資源の大切さや有効利用を広く PR し、節水に対する住民意識の高揚を図ってきており、住民の節水意識の高さがうかがえる結果となったと考えられます。今後、節水以外の温暖化対策についても、環境教育などを通じて、住民の意識啓発を図っていくことで、CO₂ 削減に向けた意識高揚につなげていきます。

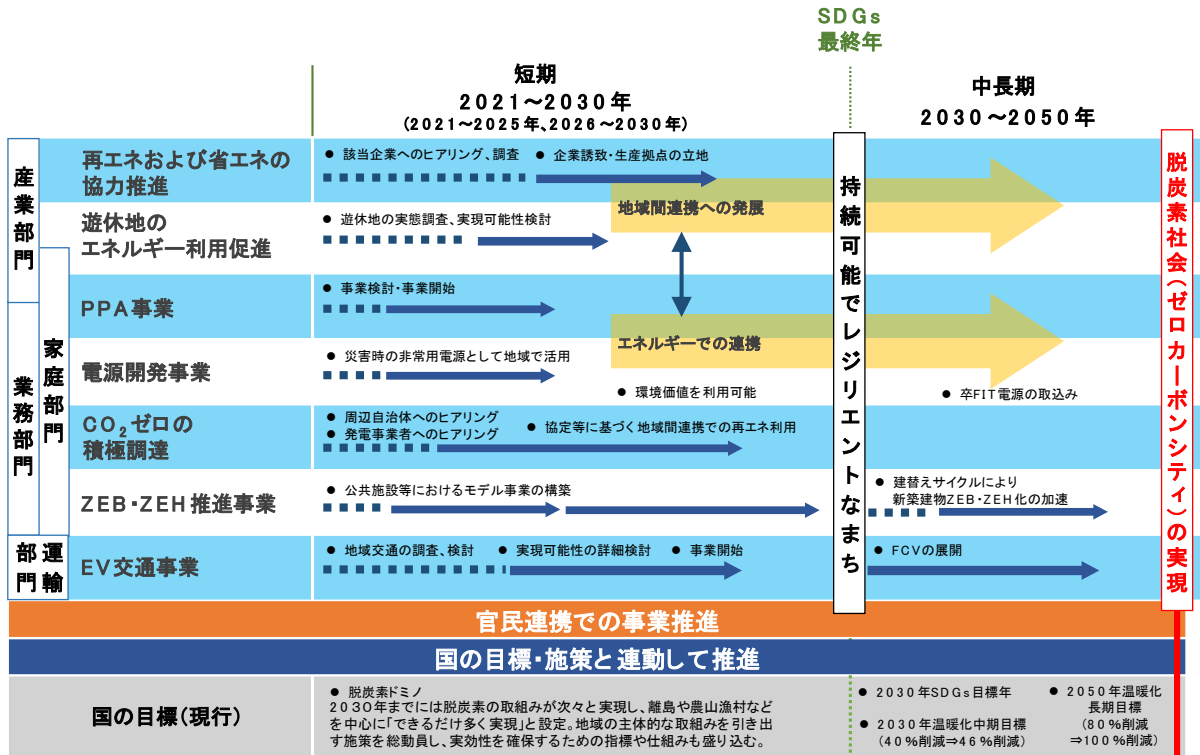
地域の事業者へ向けた取り組み

クリーン作戦参加事業者に対して行ったアンケートから、初期投資や助成制度に関する情報不足が課題となり、再エネの導入が進んでいない実態が明らかとなっています。これを受け、令和 4 年度にはアンケートに回答いただいた事業者を対象に、再エネ導入支援に関する勉強会を兼ねた意見交換会を実施しました。

5 脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

本町の脱炭素社会の実現に向けた将来像を基に、そのロードマップを以下に示します。

[脱炭素社会の実現に向けたロードマップ]



環境関連産業の育成・強化による雇用創出、エネルギー代金の流出防止、
エネルギーミックスの実現、防災力強化、気候変動への適応

第4章 脱炭素社会実現に向けた推進体制の検討

1 推進体制の構築

将来像の実現のためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携した取り組みを進めていく必要があります。

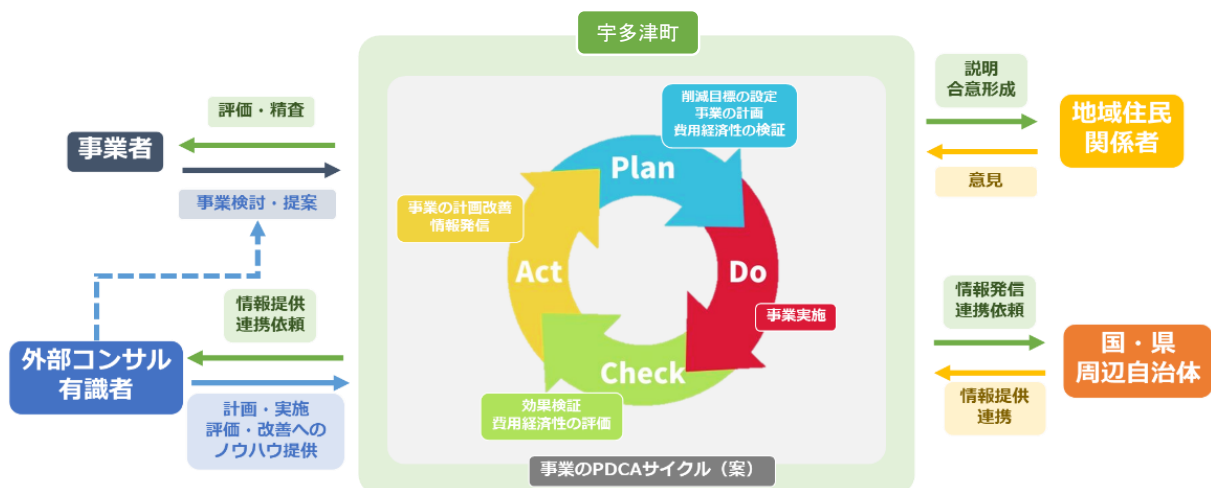
このため、庁内連携体制の強化とともに、関係団体等との連携体制を構築します。

庁内体制については、「地球温暖化対策推進委員会」及び「地球温暖化対策推進本部」が中心になり、計画の着実な推進を図っていきます。

上記の庁内体制のほか、住民・事業者・各行政機関によって構成される組織を新たに構成し、計画の取り組み状況の確認を行っていきます。

また、より幅広い視点での取り組みを進めていくため、香川県、周辺市町等との情報共有、連携した施策の展開などを行い、本町における取り組みを加速させていきます。

[庁内及び関係団体等との連携体制イメージ]



2 計画の進行管理

2-1 PDCA サイクルによる計画の進捗管理

計画に基づく施策の実効性を高め、継続的に計画を推進していくためには、各主体の取り組みの実施状況に加え、今後の社会情勢や住民意識の変化、脱炭素に係る技術革新などへ適切に対応する必要があります。

このため、Plan（計画）、Do（行動）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCA サイクルを基本に、毎年の進捗状況の報告や意見聴取を行い、計画に反映させていくこととします。

[PDCA サイクルによる計画の進捗管理]



2-2 進捗状況の公表

本計画における取り組み状況、町域内から排出される温室効果ガスの排出量等については、町の広報誌やホームページを通じて公表します。



宇多津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行：2023（令和5）年3月

宇多津町住民生活課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL 0877-49-8000 FAX 0877-49-8026